

平成 26 年 7 月 1 日  
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会  
プラスチック容器事業部

## 平成 27 年度プラスチック製容器包装再生処理事業登録申請書類の作成要領

プラスチック製容器包装再生処理事業登録申請書類の作成要領の構成は以下のとおりです。  
各作成要領の内容を確認したうえで、事業者登録申請書類を作成・提出してください。

表 作成要領の構成

資料構成	頁番号
チェックリストの作成要領	資料 4-1
様式類の作成要領	資料 4-2-1～資料 4-2-12
事業者関係書類の作成要領	資料 4-3-1～資料 4-3-8
施設関係書類の作成要領	資料 4-4
・プラスチック製容器包装用	資料 4-4-1～資料 4-4-21
・白色トレイ用	資料 4-4-22～資料 4-4-30
廃棄物関係書類の作成要領	資料 4-5-1～資料 4-5-5

## チェックリストの作成要領

### 1. 提出書類

チェックリストの様式は「プラスチック製容器包装用」と「白色トレイ用」の2種類があります（様式は資料6からダウンロードしてください）。チェックリストは施設ごとに作成し、提出書類の一番上に綴じこんでください。

### 2. 提出書類の作成方法

事業者区分、施設区分について該当する区分に○をつけたうえで、チェック欄（事業者用）にチェックしてください。なお、提出書類は事業者区分、施設区分等により異なります。詳細は資料2（事業者区分、施設区分毎の提出書類）を参照してください。

## 様式類の作成要領

## 1. 提出書類

提出書類は以下のとおりです。

様式	タイトル	施設ごと	作成・提出方法 (注)	備考
様式 1	プラスチック製容器包装分別基準適合物の再生処理事業登録申込書		オンライン	印刷した書類に必ず代表者の署名捺印をしてください
様式 2	施設の基本情報	○	オンライン	
様式 2 付属	工場施設組み合わせリスト		印刷後記入	工場組み合わせを行う場合のみ提出
様式 3	施設の物質収支	○	オンライン	手法別に様式が異なる
様式 4	平成 27 年度再商品化製品利用事業者リスト		オンライン	
様式 5	平成 27 年度 再商品化製品引き取り同意書		オンライン	
様式 5 付属①	再商品化製品利用事業者情報		オンライン	※ (次頁参照)
様式 5 付属②	引き取り品質規格書		印刷後記入	
様式 5 付属③	利用事業者現地確認票		印刷後記入	
様式 5 付属④	再商品化製品利用事業者までの製品の流れ		印刷後記入	
様式 5 付属⑤	再生処理事業者と利用事業者との関係性		印刷後記入	

(注) オンライン：オンライン入力後印刷し、印刷書類を 2 部郵送  
印刷後記入：ダウンロード (印刷) した様式に記入し、記入した書類を 2 部郵送

【※ 様式5 付属①～⑤の提出について 】

○ 様式5 付属①

以下に該当する場合、提出が必要となります。

- 1) 新規利用事業者（「販売実績がある」利用事業者以外全て）
- 2) 「販売実績がある」利用事業者（以下、既存利用事業者という）のうち、再商品化製品利用事業者情報について変更がある場合
- 3) 既存利用事業者に、異なる引き取り品目を新たに販売する場合

○ 様式5 付属②

以下に該当する場合、提出が必要となります。

- 1) 新規利用事業者
- 2) 既存利用事業者のうち、引き取り品質規格書について変更がある場合
- 3) 既存利用事業者に、異なる引き取り品目を新たに販売する場合。

○ 様式5 付属③

以下に該当する場合、提出が必要となります。

- 1) 新規利用事業者
- 2) 既存利用事業者に、異なる引き取り品目を新たに販売する場合。

なお、既存利用事業者について様式5の引き取り同意量のみが増減する場合（引き取り同意量の増量、等）、本来は「3. 容リ利用能力及び利用計画」の変更が発生しますが、付属③の提出は不要とします。

○ 様式5 付属④

利用事業者までの製品の流れの中で商社が存在する場合には、既存利用事業者か新規利用事業者かに関わらず、必ず提出してください。商社を利用しない場合は提出不要です。

○ 様式5 付属⑤

以下に該当する場合、提出が必要となります。

- 1) 新規利用事業者が、特定再商品化製品利用事業者に該当する場合。
- 2) 既存利用事業者が、新たに特定再商品化製品利用事業者に該当することとなった場合
- 3) 様式5に変更があった場合

表 様式5付属①～⑤の提出の要否（一覧表）

区 分	新規利用事業者		既存利用事業者	
	要	不要	要	不要
様式5付属①	全て必要	—	・変更あり ・異なる引き取り品目を販売	・変更なし ・同じ引き取り品目を販売
様式5付属②	全て必要	—	・変更あり ・異なる引き取り品目を販売	・変更なし ・同じ引き取り品目を販売
様式5付属③	全て必要	—	・異なる引き取り品目を販売	・引き取り品目の追加なし
様式5付属④	商社を使う	商社を使わない	・商社を使う	・商社を使わない
様式5付属⑤	該当する	非該当	・変更あり	・変更なし ・非該当

【用語の定義】

- ◆ 既存利用事業者：平成25年度及び平成26年4月から6月の間に再商品化製品を販売し、協会に実績報告が行われている利用事業者。
- ◆ 異なる引き取り品目：再商品化製品の材質が異なる品目  
(材質：PP・PE混合、PP、PE、PS、PET、等)

【異なる引き取り品目の販売に伴う様式5付属①～③の提出の要否について（一例）】

- ①再商品化製品の材質が異なる場合、再商品化製品の形態<sup>(注)</sup>が同じであっても提出は必要です。
- ②再商品化製品の材質が同じであれば、再商品化製品の形態が異なる場合でも提出を不要とします。
- (注)再商品化製品の形態：ペレット、減容品(フレーク、フラフ)、インゴット、等

## 2. 提出書類の作成方法

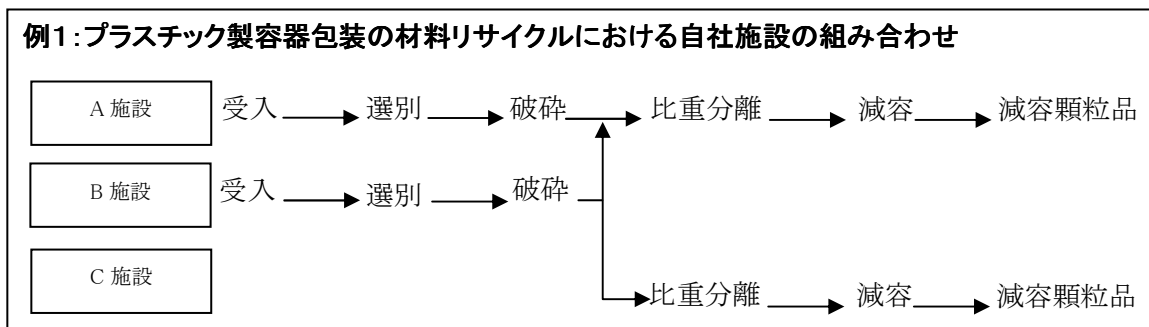
提出書類の作成方法は以下のとおりです。なお、オンラインで入力する書類については、資料5（オンラインによる事業者登録の手続き）の記載内容に従って入力してください。手書きの書類については、太枠で囲まれた部分を読みやすい楷書体にて記入してください。

### (1) (様式1) の作成方法

- ① 資料5（オンラインによる事業者登録の手続き）を参照のうえ入力ください。
- ② 様式1の原本には代表者印（法人の場合には法人の、個人事業主の場合には個人の登録印鑑証明書の印鑑）を押捺してください。（写しは押捺した原本をコピーして提出してください）

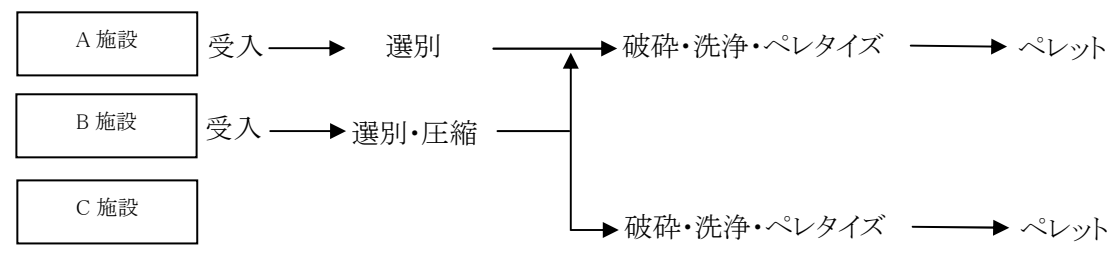
### (2) (様式2) の作成方法ほか

- ① 様式2については、資料5（オンラインによる事業者登録の手続き）を参照のうえ入力ください。
- ② 様式2については、施設ごとに提出してください。
- ③ 複数の施設を組み合わせる処理を行う場合には、様式2付属を記入し提出してください。再商品化を自社の再生処理施設を組み合わせる場合には、施設の組み合わせ関係について様式2付属の下枠内、[組み合わせの関係]欄に、下図のように図示して提出してください。減容品等を自社で引き取り、別工場でペレットとする場合は、ペレット工場を組み合わせ工場として登録することが必要です。



注：同一敷地内に設置された設備であれば建屋が別であっても1施設として扱います。公道等で分割された敷地であっても同様です。

## 例2:トレイの選別施設とペレタイズ施設の組み合わせ



注：同一敷地内に設置された設備であれば建屋が別であっても1施設として扱います。  
公道等で分割された敷地であっても同様です。

### (3) (様式3) の作成方法

- ① 資料5（オンラインによる事業者登録の手続き）を参照のうえ入力ください。
- ② 施設ごとに提出してください。
- ③ 以下内容を確認したうえで記入ください。

#### ①市町村からの引き取り量

市町村から引き取ったバールの総重量。なお、バールには通常、容リプラ以外の異物や水分等の混入が予想されます。

#### ②最初の工程から混合して処理する他材料の量

プラスチック製容器包装の場合、市町村から引き取るプラスチック製容器包装以外に、産業系及び事業系の廃プラスチックなど他の材料を本施設で混合して再商品化製品を製造することを想定しています。この内、②では事業系一廃や自治体独自処理によるバール処理、産廃の再資源化などを受託している場合で容リプラと同様、最初の工程から投入する量のみを記入してください。（他の材料を、プラスチック製容器包装の処理とは別時間帯で単独処理するなど、プラスチック製容器包装と混合して処理を行わない場合は記載不要です）

#### ③投入量（①+②） 【(2) 様式2 の作成方法③に留意すること】

投入量とは、市町村からの引き取り量（①）と最初の工程から混合して処理する他材料の量（②）を合わせた投入量（①+②）をいいます。

従って、容器包装のみを処理する場合には、市町村からの引き取り量が投入量となります。

#### ④製品製造量

ここで、製品とは市町村から引き取るプラスチック製容器包装廃棄物と、混合して処理する全ての他材料（下記、⑤参照）より製造されるペレット、減容顆粒品等のプラスチック原材料、および各ケミカルリサイクル手法で定義された各種再商品化製品をいいます。

製品製造量とは、製品に占める他材料の寄与分（⑤）と、製品に占める容器包装分（⑥）との合計をいいます。

従って、容器包装のみを処理する場合には、容器包装より得られる製品の製造量となります。

#### ⑤製品に占める他材料の寄与分

混合して処理する全ての他材料による製品への寄与分をいいます。混合される他材料には、②に記載したもの以外に、洗浄機前など工程途中から投入・添加する単一素材等の「原料」も考えられます。⑤では、これら混合して処理する全ての他材料が製品中に含まれる量（寄与分）を記入して

ください。

従って、このような場合には、各他材料に応じた製品収率を想定して「他材料の寄与分」を算出、合算して記入することが必要です。

なお、製品製造量のうち、他材料の寄与分及び容器包装の寄与分を直接把握することが困難な場合には、投入量の比率で按分して算出してください。

#### ⑥製品に占める容器包装分

市町村から引き取るプラスチック製容器包装を処理して得られる製品の製造量であり、製品製造量(④)と製品に占める他材料の寄与分(⑤)の差(④-⑤)として算出されます。

#### ⑦容器包装より得られる再商品化率

通常、再商品化率は、投入量(①+②)を分母とし、これらを原料として得られる製品の製造量(④)を分子としたものをいいますが、ここでは市町村からの引き取り量(①)より得られる製品に占める容器包装分(⑥)がいくらであるかということ把握することに重点があるので、下記のような式を用いています。

$$\begin{aligned} \text{再商品化率 (\%)} &= \frac{\text{製品製造量} - \text{製品に占める他材料の寄与分}}{\text{市町村からの引き取り量}} \times 100 = \frac{\text{④} - \text{⑤}}{\text{①}} \times 100 \\ &= \frac{\text{製品に占める容器包装分}}{\text{市町村からの引き取り量}} \times 100 = \frac{\text{⑥}}{\text{①}} \times 100 \end{aligned}$$

#### (再商品化率の計算例)

※容リベール以外に、容リベールと同等の事業系一廃50トン(製品収率=50%と想定)を最初の工程から、および混練機前から産業系のPP破砕材15トン(製品収率=100%と想定)を混合して処理する場合：

①市町村からの引き取り量	200トン
②容器包装に混合して処理する他の材料	50トン
③投入量(①+②)	250トン
④製品製造量	140トン
⑤製品に占める他材料の寄与分	40トン
(50(②)×50%+15×100%=25+15=40)	
⑥製品に占める容器包装分(⑥=④-⑤)	100トン

#### ⑦容器包装より得られる再商品化率

$$\text{再商品化率 (\%)} = \frac{\text{製品に占める容器包装分}}{\text{市町村からの引き取り量}} \times 100 = \frac{100}{200} \times 100 = 50\%$$



#### (4) (様式4) の作成方法ほか

- ① 様式4は、「平成27年度 再商品化製品引き取り同意書(様式5)」に記載した再商品化製品利用事業者の一覧表です。(再商品化製品利用事業者の定義については資料3(再商品化製品の適正利用の確保)を参照してください。)
- ② 様式4については、様式5を全て入力した後、リストとしてプリントアウトしてください。
- ③ 様式4の「結果承認」欄は、未承認と印字されます。

#### (5) (様式5) の作成方法ほか

様式5(付属を含む)は、再商品化製品利用事業者が、再生処理事業者の製造する再商品化製品について、引き取り利用することへの同意を証明した書類であり、貴社(再生処理事業者)に対して発行するものです。様式5は、資料3(再商品化製品の適正利用の確保)にもとづき書類を提出してください。記載不備がある場合は、書類は無効となります。

なお、引き取り同意書の発行は、実際に再商品化製品を利用する事業者に限定します。従って、商社機能は認めません。

また、原則として、容リプラ及び産業廃棄物系(有価/無価)、バージン製品等のプラスチック原料の利用実績のない引き取り同意書は認められません。

利用事業者が所有する複数の工場の設備を利用して再商品化製品を製造する「組合せ工場」の場合、資料4-2-12を参照願います。

##### 1) 様式5の作成方法

- ① 再生処理事業者は、登録審査提出書類の一つとして、自らの再商品化製品の利用に同意する事業者から、再商品化製品引き取り同意書を受け取り、協会に提出してください。このとき、再商品化製品利用事業者は、複数の再生処理事業者への、引き取り同意書の提出が可能です。その結果として再商品化製品を利用する能力を超えても構いません。
- ② 引き取り同意書は、材料リサイクルの場合、落札可能量見合い再商品化製造量の1/2の提出が必要です。その他の手法の場合、落札可能量見合い再商品化製造量の全量について必要となります。
- ③ 再商品化製品利用事業者が自社の場合にも引き取り同意書を提出してください。油化事業者が系内、系外で消費する場合にも提出してください。
- ④ 引き取り同意書での「利用事業者の会社案内」の添付について、「新規利用事業者」「既存利用事業者」とともに添付を不要とします(別途、個別に協会から会社案内の提出をお願いする場合があります)。
- ⑤ 固形燃料等の引き取り同意書の記載にあたっては、利用事業者が「プラスチック製容器包装再生処理ガイドライン」(参考資料5)を参照し算出するとともに、算出根拠となる各種書類を添付するよう依頼してください。なお、上記資料は、必ず利用事業者に渡してください。
- ⑥ 再商品化製品利用事業者より十分な情報を得たうえで再生処理事業者が資料5(オンラインによる事業者登録の手続き)を参照のうえオンライン入力して作成してください。
- ⑦ 1年間で引き取る予定の再商品化製品の量を記入してください。材料リサイクルの製品が成形品の場合には、具体的な製品名を記入してください。

- ⑧ 材料リサイクルについてはコンパウンドまたは成形品があり、成形品については、製品名を下記のように具体的に記入してください。

[プラスチック製容器包装の場合]

パレット、車止め、植木鉢、ゴミ袋、育苗箱、標識杭、角材、平板、擬木等

[白色トレイの場合]

文具、日用雑貨品、シート、目地棒等

- ⑨ 材料リサイクルのコンパウンド（用途分野の「③ 再生樹脂」に該当）については、製品名を下記のいずれかにて記入してください。

100%再生原料：容り材のみを使用して生産した再生原料

コンパウンド：容り材に他材料を混合して生産した再生原料

- ⑩ 様式5の原本には代表者印（法人の場合には法人の、個人事業主の場合には個人の登録印鑑証明書の印鑑）を押捺してください。但し、代表者印の押捺が困難な場合、その理由如何によっては、この限りではありません。

## 2) 様式5付属①（再商品化製品利用事業者情報）の作成方法

- ① 資料5（オンラインによる事業者登録の手続き）を参照の上ご入力ください。  
② 再商品化製品ごとに提出してください

## 3) 様式5付属②（引き取り品質規格書）の作成方法

- ① 再商品化製品ごとに提出してください  
② 再商品化製品利用事業者が引き取りの条件とする再商品化製品に対する品質規格について、引き取り品目ごとに「寸法」「水分含有率」「塩素含有率」などの品質項目を記入の上、品質項目ごとに「規格値」「測定方法」を記入し、添付してください。（再生処理事業者の出荷基準ではありませんのでご注意ください）  
③ 自社または外部委託にて分析・測定しない品質項目は記入しないでください。  
④ 再生処理事業者の品質管理基準（施設関係書類の「2.」）が、様式5付属②の基準を満たさない場合には、引き取り同意書は無効となりますので、再生処理事業者と再商品化製品利用事業者との間で十分に協議をしたうえで、記入してください。

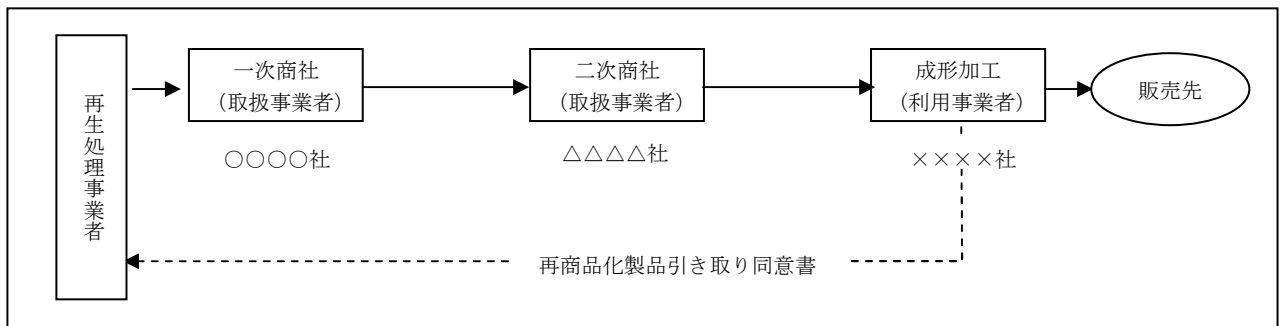
## 4) 様式5付属③（利用事業者現地確認票）の作成方法

- ① 再商品化製品ごとに提出してください  
② 再商品化製品利用事業者のプラスチック材料、高炉還元剤、コークス炉化学原料、炭化水素油、合成ガス、固形燃料等燃料に関する利用実績について記入してください。  
③ 「引き取り品目（原料等）」とは容器包装再生プラスチック原料および産業系再生プラスチックなどであり、引き取り先とは成形品（またはコンパウンド）製造事業者が原料を購入する再生処理事業者です。

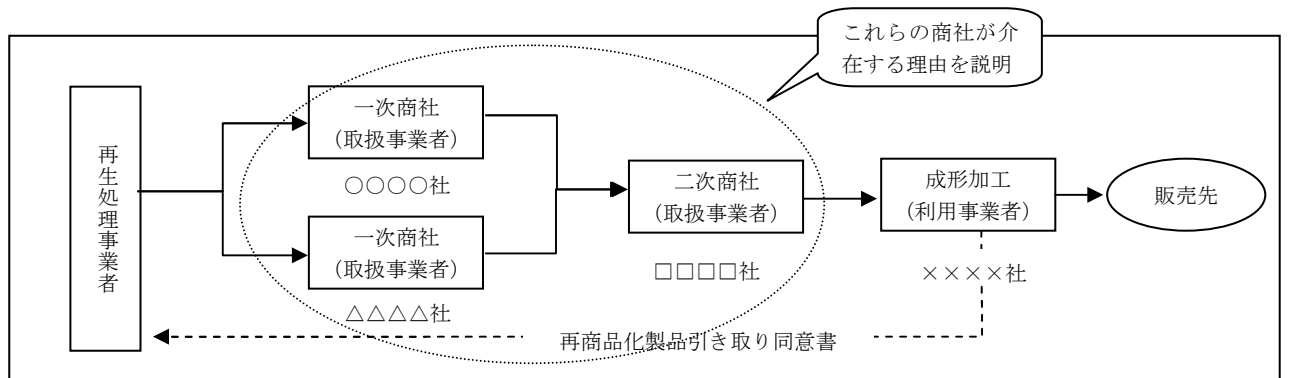
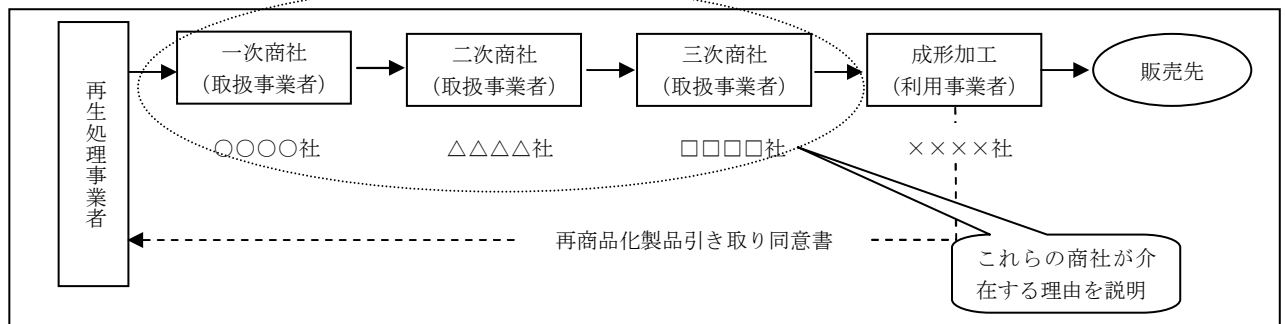
- ④ 容り利用能力及び利用計画の根拠について、製造機器（成型機、等）の製造能力、台数、稼働時間・日数及び各製造品の樹脂比率・樹脂比率に占める容り品配合率等をもとに説明してください。
- ⑤ 樹脂比率が50%以下の利用製品（成形品）の場合、利用製品に求められる性能や商品性について説明してください（白色トレイを除く）。

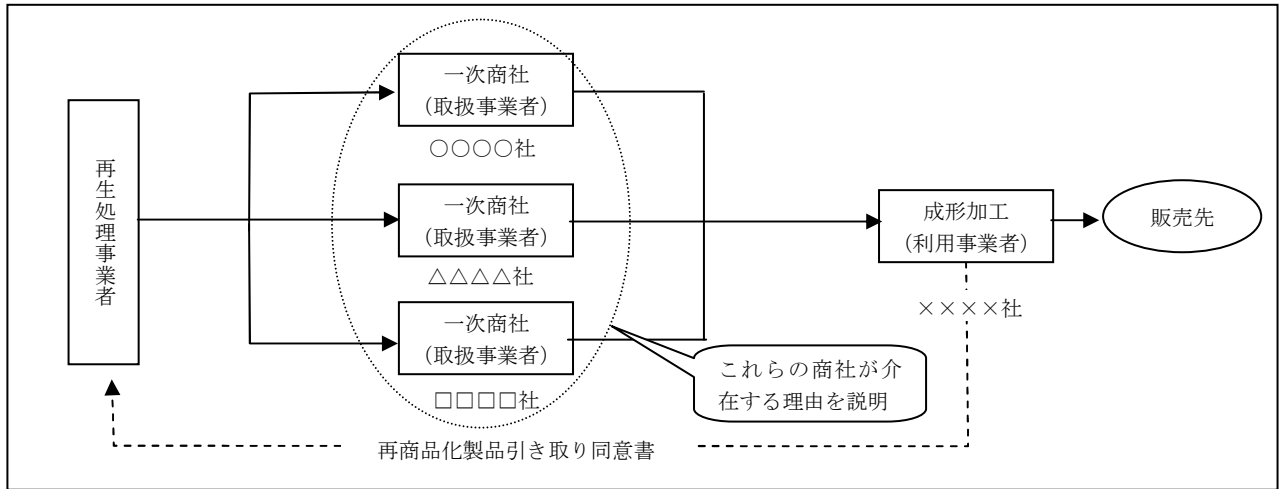
**5) 様式5付属④（再商品化製品利用事業者までの製品の流れ）の作成方法**

- ① 商社を利用する場合は、様式5付属④に再商品化製品販売先までの製品の流れのフロー図と経由する社名を記載してください。
- ② 商社経由順序の記載は、再商品化事業者にもっとも近い商社を一次商社とし、利用事業者までの商社を順に高次の商社として記入してください。
- ③ 介在する商社が3社以上となる場合、フロー図の下表にそれらの商社を介在させなければならない理由を記入してください。



**【商社が3社以上介在する場合の記入例（様式5付属④）】**





【商社が3社以上介在する理由の記入例】

3社以上の商社が介在する理由	原料買付商社を経由して、利用事業者（成形加工）の原料調達会社に販売されるため
----------------	--

- ④ 様式5 付属④に記載される商社の情報（以下参照）をREINS 入力してください。入力後商社情報の入力結果リストが出力されますので、内容を各再商品化事業者において確認してください。なお、この確認用リストの協会への提出は不要です。
- ⑤ 商社情報の入力は、同意書ごとに行ってください。

**【オンラインで入力する商社情報】**

- ①会社名
- ②会社所在地
- ③代表者役職名・氏名
- ④会社ホームページの有無（URL 不要）
- ⑤担当部署名
- ⑥担当部署所在地（本社所在地と同じ場合は記入不要）
- ⑦担当者役職名・氏名
- ⑧フロー図における経由順序（入力画面から選択）
- ⑨商社の事業内容（次の選択項目から選択、複数ある場合は複数選択）
  - ・ 仲介商社…単純商社（加工・調合はおこなわない）である事業者
  - ・ 委託加工元…加工メーカーへ製造委託を行う事業者
  - ・ 原料調合…ドライブレンド等の調合を行う事業者
  - ・ 倉庫・物流…一時保管や積替え作業を行う事業者
  - ・ その他（具体的に記入：20 字以内）

- ⑥ 実際の販売において、製品の流れが様式5 付属④のフロー図と異なる場合には、引き取り同意書を無効とすることがあるので、再商品化事業者の責任において、利用先までの経由商社等の情報を確認してください。

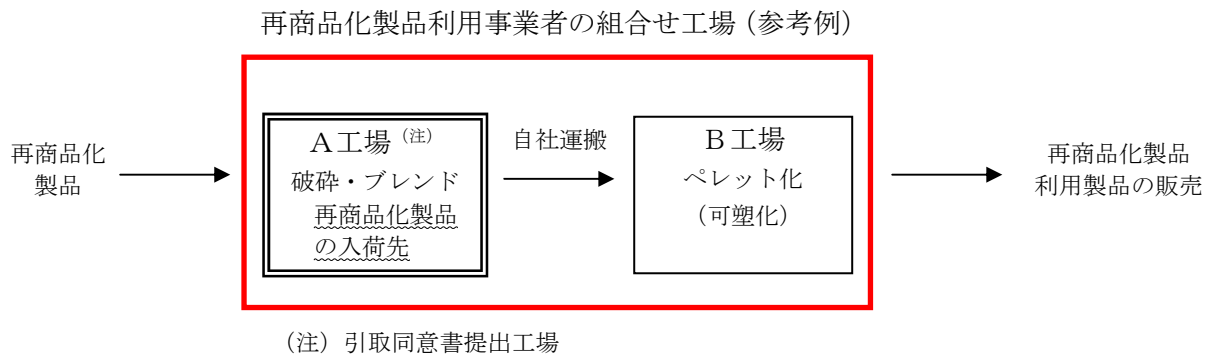
**6）様式5 付属⑤（再生処理事業者と利用事業者との関係性）の作成方法**

- ① 様式5 付属⑤に、再生処理事業者と利用事業者の関係について以下に該当する場合にはその内容を記入してください。
- ・ 20%以上の議決権を、実質的に所有している場合又は所有されている場合
  - ・ 持ち株会社若しくは商法上の親会社又は議決権の過半数を所有する者を共通にする場合
  - ・ 再生処理事業者の代表者の親族又は再生処理事業者の役員若しくは使用人又はこれらであった者が、当該事業者の代表取締役又はこれに準ずる役職に就任している場合、又は同様に当該事業者の代表者の親族又は当該事業者の役員若しくは使用人又はこれらであった者が、再生処理事業者の代表取締役又はこれに準ずる役職に就任している場合
  - ・ 再生処理事業者の代表者の親族、再生処理事業者の役員若しくは使用人又はこれらであった者が、当該事業者の議決権を合わせて20%以上所有している場合、又は同様に当該事業者の代表者の親族、当該事業者の役員若しくは使用人又はこれらであった者が再生処理事業者に対して合わせて20%以上の議決権を所有している場合

【再商品化製品利用事業者の組合せ工場について】

再商品化製品利用事業者における組合せ工場とは、利用事業者が所有する複数の工場の設備を利用して再商品化製品利用製品を製造するケースのことです（以下、参考例を参照）。

（注：承認済の利用事業者の承認されていない工場に出荷しようとする場合に必要となる「工場追加」とは異なるのでご注意ください）



なお、様式5（付属書含む）の入力・記入について、以下の内容をご確認ください。

- ・ 様式5、様式5付属①、様式5付属③の工場情報は、再商品化製品の入荷先の工場情報を記入してください。
- ・ 様式5付属③の「3. 容り利用能力及び利用計画」には、プロセスの律速機器（全体の能力を決めている機器）の能力を記入するとともに、プロセスの律速機器の設置工場名を記入してください。
- ・ 様式5付属④に、再商品化製品利用事業者の組合せ工場のフロー及び各工場での処理内容（例、破碎、ブレンド、ペレット化、等）を記入してください。（商社等が介在しない場合でも、記入は必須となります）

以 上

## 事業者関係書類の作成要領

事業者関係書類は、以下内容に沿って提出してください。

## 1. 提出書類

提出書類は以下のとおりです。

項目	H26 登録事業者	新規登録申請事業者
(1) 登記簿謄本(法人の場合)又は住民票(個人の場合)	○	○
(2) 財務諸表類	直近一年分	直近三年分
(3) 国税、地方税、社会保険料、労働保険料等の支払いに係る申告書及び納税証明書等(注1)	○(注1)	○(注1)
(4) 暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書(注2)	○(注2)	○(注2)
(5) 代表者印の印鑑証明書	○	○
(6) 相談役又は顧問に関する書類(注)	○	○
(7) 百分の五以上の出資者に関する書類(注)	○	○
(8) 会社案内	—	○
(9) 経営方針(様式A)	—	○
(10) プラスチック製容器包装/白色トレイ再生処理事業に関する収支見通し(様式B)	—	○
(11) プラスチック製容器包装/白色トレイ再生処理事業に関する設備投資等の経費内訳(様式C)	(注3)	○
(12) プラスチック製容器包装/白色トレイ再生処理事業に関する事業責任者および現場責任者の業務経歴(様式D)	○	○
(13) プラスチック製容器包装/白色トレイ再生処理事業を実施するに必要な事業実績(様式E)	—	○
(14) プラスチック製容器包装/白色トレイ再生処理施設における地域環境教育への取り組み計画(様式F)	○	○
(15) 財政的基礎審査について	(注4)	(注4)

(注)：申請者が未上場企業又は個人である場合には、上記(6)、(7)の書類を提出してください(上場企業の場合、上記(6)、(7)の書類の提出は必要ありませんが、上場市場名と証券コード番号を記載してください)。該当しない場合は、「該当しない」旨を記載した書類を提出してください。

(注1)：事業者関係書類 別紙1「納税証明等について」(資料4-3-5～4-3-6)を参照の上必要書類を提出してください。

(注2)：事業者関係書類 別紙2「暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書」(資料4-3-8)を提出してください。

(注3)：H26登録事業者のうち、新規登録申請施設に該当する施設を登録する場合には、該当施設に関する経費内訳を提出してください。

(注4)：債務超過事業者等については、資料7「財政的基礎審査について」の添付別紙(債務超過事業者等の提出書類)に示す各書類をあわせて提出してください。(債務超過事業者等：直近期が債務超過である事業者及び民事再生、会社更生等、法的状況のいかんによらず、平成26年6月30日現在で、対外債務の不履行あるいは履行遅延の発生後1年未経過である事業者)

※ 同一事業者が「プラスチック製容器包装」及び「白色トレイ」の両方について登録を申し込む場合、上記(1)から(8)までの書類については、「プラスチック製容器包装」の書類で代表することができます(白色トレイでの添付は不要です)。

## 2. 提出書類内容

提出書類の内容は以下のとおりです。なお、本資料にて添付している様式見本（様式A～F）は、プラスチック製容器包装用・白色トレイ用共通となっています。資料6に「プラスチック製容器包装用」「白色トレイ用」の様式類（Excel ファイル）を掲載しているため、書類を作成する際には、資料6をダウンロード願います。

### （1） 登記簿謄本（法人の場合）又は住民票（個人の場合）

- 申請者が法人である場合には、登記簿の謄本（履歴事項全部証明証または現在事項全部証明証）
- 申請者が個人である場合には、住民票の写し（取得後3ヶ月以内）及び給与支払い事業者の開設届けなど、平成26年7月1日時点で事業開始後一年を経過していることが証明できる書類

### （2） 財務諸表類

- 申請者が法人である場合には、貸借対照表および損益計算書を直近三年分、平成26年度登録事業者は直前一年分（設立後三年を経過していない場合には、設立後のものを提出してください）
- 申請者が個人である場合には、資産に関する調書（法人の貸借対照表に相当するもの）

### （3） 国税、地方税、社会保険料、労働保険料等の支払いに係る申告書及び納税証明書等

- 資料4-3-5に添付された事業者関係書類 別紙1「納税証明等について」を確認のうえ、「国税、地方税、社会保険料の支払いに係る申告書」（資料4-3-7）に事業者名、日付、代表者名を記入して、代表者登録印（個人の場合は実印）を押印したもの
- 申請者が平成26年度登録事業者であり且つ債務超過でない場合には、「法人税または所得税」「消費税及び地方消費税」に係る証明書類（正本・直前年度分）。
- 申請者が平成26年度登録事業者で債務超過の事業者並びに新規登録申請事業者の場合には、「法人税または所得税」「消費税及び地方消費税」「法人都道府県民税または個人都道府県民税」「固定資産税」に係る証明書類（正本・3か年分、ただし設立3年を経過していない場合は設立後のもの）、及び「社会保険料納入証明書」「労働保険料等納入証明書」に係る証明書類（正本・2か年分、ただし設立2年を経過していない場合は設立後のもの）

### （4） 暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書

- 資料4-3-8に添付された事業者関係書類 別紙2「暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書」を確認のうえ、日付、事業者名、代表者名を記入して、代表者登録印（個人の場合は実印）を押印したもの

### （5） 代表者印の印鑑証明書

- 申請者が法人である場合には、法人代表者の登録印鑑証明書（取得後3ヶ月以内）



- 申請者が個人事業主の場合には、個人の登録印鑑証明書（取得後3ヶ月以内）
- (6) 相談役又は顧問に関する書類
- 申請事業者が相談役又は顧問が置かれているときは、当該相談役又は顧問の氏名及び住所を記載した書類
  - 該当しない場合は、「該当しない」旨を記載した書類を提出してください。
- (7) 百分の五以上の出資者に関する書類
- 申請事業者が法人である場合において、発行済み株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、当該株主又は出資者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該者のなした出資の金額を記載した書類
  - 該当しない場合は、「該当しない」旨を記載した書類を提出してください。
- (8) 会社案内（新規事業者のみ提出してください）
- (9) 経営方針（様式A）
- 再生処理事業を実施するにあたり、現在における経営方針を具体的に記入してください。（新規事業者のみ提出してください）
- (10) プラスチック製容器包装／白色トレイ再生処理事業に関する収支見通し（様式B）
- ※新規登録申請事業者、及び平成26年度登録事業者のうち債務超過事業者等
- 再生処理事業の登録申請に当たり、収支見通しについて記入してください。
  - 新規登録申請事業者の場合、申請処理能力の50%を最大落札量として、収入を計算してください。
- (11) プラスチック製容器包装／白色トレイ再生処理事業に関する設備投資等の経費内訳（様式C）
- ※新規登録申請事業者、及び平成26年度登録事業者のうち、新規登録施設（平成26年度未登録施設）の申請事業者（新規登録施設分のみ）
- 再生処理施設設置に関して、資金の入手方法および経費の内訳について記入し、施設ごとに提出してください。
  - 施設設置期日、施設設置に関する経費内訳、資金調達方法は、最初にプラスチックの再生処理用途で施設を設置した日を基準として記入してください。

(12) プラスチック製容器包装／白色トレイ再生処理事業に関する事業責任者および現場責任者の業務経歴（様式D）

- 申請する再生処理事業に関する責任者の氏名および主な業務経歴を記入し、事業者ごとに提出してください。
- なお、事業責任者および現場責任者は、下記の責務を負います。

**\*事業責任者の責務**

プラスチック製容器包装／白色トレイ再生処理事業について設備投資や入札価格の設定等、経営戦略全般に関する責任を有し、同内容に関する協会からの質問等に対応可能であること。

**\*現場責任者の責務**

プラスチック製容器包装／白色トレイ再生処理施設に常駐し、日々の再生処理事業の詳細を把握するとともにその管理について責任を有し、同内容に関する協会の検査等に対応可能であること。

(13) プラスチック製容器包装／白色トレイ再生処理事業を実施するために必要な事業実績（様式E）

※新規登録申請事業者のみ

- 事業実績は、参考資料1（平成27年度プラスチック製容器包装再生処理事業者登録に必要なとなる事業実績等）の「1. 事業実績について」に適合する事業実績を記入してください。

(14) プラスチック製容器包装／白色トレイ再生処理施設における地域環境教育への取り組み計画（様式F）

- 平成27年度における地域環境教育への取り組み計画を記入してください。

(15) 財政的基礎審査について

- 直近期が債務超過である事業者及び民事再生、会社更生等、法的状況のいかんによらず、平成26年6月30日現在で、対外債務の不履行あるいは履行遅延の発生後1年未経過である事業者（債務超過事業者等）は、資料7「財政的基礎審査について」の添付別紙「債務超過事業者等の提出書類」を提出してください。

## 納税証明等について

平成26年7月1日  
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

「公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 事業者登録規程」3. 四には、再生処理事業者としての登録を行えない事由の一つとして、「法人税、所得税、消費税、地方消費税、法人事業税、個人事業税、固定資産税等の国税又は地方税を滞納しているとき、又は社会保険料、労働保険料等もしくは法令に基づき支払が義務付けられているものを滞納しているとき」が挙げられています。

当協会では、平成26年度再生処理事業者登録申請より、納税証明書等に係る書類審査等の運用基準を厳格化しております。平成27年度の登録申請における事業者区分に応じた書類審査の対象は、下表のとおりです。事業者区分に応じて、全て正本のご提出をお願いいたします。

事業者区分	債務超過でない場合に必要となる証明書類	債務超過の場合に必要な証明書類
平成26年度の登録事業者（既存の登録事業者）	直前年度分 ① 法人税または所得税 ② 消費税及び地方消費税 に係る証明書類	(1) 3か年分（設立3年を経過していない場合は設立後のもの） ① 法人税または所得税 ② 消費税及び地方消費税 ③ 法人事業税または個人事業税 ④ 法人都道府県民税または個人都道府県民税 ⑤ 固定資産税 に係る証明書類 (2) 2か年分（設立2年を経過していない場合は設立後のもの） ⑥ 社会保険料納入証明書 ⑦ 労働保険料等納入証明書 に係る証明書類
新規登録申請事業者	(1) 3か年分（設立3年を経過していない場合は設立後のもの） ① 法人税または所得税 ② 消費税及び地方消費税 ③ 法人事業税または個人事業税 ④ 法人都道府県民税または個人都道府県民税 ⑤ 固定資産税 に係る証明書類 (2) 2か年分（設立2年を経過していない場合は設立後のもの） ⑥ 社会保険料納入証明書 ⑦ 労働保険料等納入証明書 に係る証明書類	

表中の各証明書類には、「国税、地方税、社会保険料、労働保険料等の支払いに係る申告書」を添付の上、代表者印を押印した上でご提出をお願いいたします。

表 納税証明書・保険料納入証明書等についての取得方法

税目・保険料	区分	税・保険料の内容	納税証明書・保険料納入証明書等についての取得方法
法人税・所得税	国税	法人等の事業年度における利益に課税される	税務署宛の納税交付請求書の「その1」の中の「法人税」「申告所得税」「消費税及び地方消費税」を選択して申請し納税証明書を取得し提出願います。
消費税・地方消費税	国税・地方税	間接税であり、国にいったん納税後、国から地方消費税相当分が地方公共団体に交付される	
法人事業税・個人事業税		法人・個人が行う事業の利益に対して、事業の所在地の都道府県が課す税金	都道府県税事務所宛の納税証明書を取得し提出願います。
法人都道府県民税・個人都道府県民税	地方税	法人の存在する事業所に対して都道府県が課税する税金(個人の場合には市町村税と併せて課税される)	都道府県税事務所宛の納税証明書(法人)都道府県民税(法人)市民税(除く)を選択して申請し提出願います。
固定資産税		土地建物については市町村が課税、土地以外の有形固定資産(償却資産)について、一定額を超える場合は市町村を包括する都道府県が課税	都道府県・市町村税事務所宛の納税証明申告書の「固定資産税(土地家屋)：市町村税務署宛」、「固定資産税(償却資産)：都道府県税事務所宛」を選択して申請し納税証明書を取得し提出願います。
社会保険料	保険料 ※原則として、保険料は、登録施設所在地に係る納税証明書に提出願います。	日本年金機構が管理運営する健康保険料や厚生年金保険料等	日本年金機構の各年金事務所長の発行する社会保険料納入確認書(「各月の納入額内訳」でなく、「未納の有無」を確認する証明書)を提出願います。なお、一括適用事業所の場合には、厚生年金局の発行する社会保険料納入証明書を発行願います。
労働保険料		厚生労働省が管理運営する労災保険と雇用保険の双方に係る保険料	都道府県の労働局長が発行する労働保険料納入証明書を提出願います。

注) 地方税については、地方公共団体によって納税証明書の様式が異なる場合があります。詳しくは所轄の都道府県・市町村の税事務所にお尋ねください。

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 御中

## 国税、地方税、社会保険料、労働保険料等の支払いに係る申告書

（事業者名） は、「公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 事業者登録規程」の3. 四に記載の通り法人税、所得税、消費税、地方消費税、法人事業税、個人事業税、固定資産税等の全ての国税又は地方税、及び社会保険料、労働保険料等もしくは法令に基づき支払が義務付けられているもののいずれについても、本書面の提出日の段階で、過去分も含めて一切滞納していないことを申告いたします。万一、本申告書提出後に、上記税及び保険料等の滞納の事実が発覚した場合には、「再商品化実施に関する不適正行為等に対する措置規程」の「別表 再商品化実施に関する不適正行為等に関する措置規程上限基準」の一.（6）の定めに従い、契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止の処分を受けても異議は申しません。

平成 年 月 日

事業者名：

代表者名： 印

(代表者登録印、または個人の場合は実印)

平成 年 月 日

## 暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

代表理事理事長 浅野 茂太郎殿

事業者名：

代表者名：

印

(代表者登録印、または個人の場合は実印)

1. 当社は、本書面「暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書」について、十分に理解し、誠実に、かつ偽りなく表明、確約いたします。
2. 当社は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明、確約いたします。
  - ① 暴力団、② 暴力団員、③ 暴力団準構成員、④ 暴力団関係企業、⑤ 総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、⑥ 暴力団員でなくなつてから5年を経過していない者、⑦ その他前号に準ずる者
3. 当社は、現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にあるもの（以下、「反社会的勢力等」という）と次の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明、確約いたします。
  - ①反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係、②反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係、③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力等を利用している関係、④反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係、⑤その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
4. 当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明、確約いたします。
  - ①暴力的な要求行為、②法的な責任を超えた不当な要求行為、③取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、④風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴協会の信用を毀損し、又は貴協会の業務を妨害する行為、⑤その他前各号に準ずる行為
5. 当社は、下請け又は委託先業者との関係において、次の各号のとおりであることを表明、確約いたします。
  - ①下請け又は委託先業者が現時点においても、将来においても前第1項、第2項及び第3項に該当しないこと、②下請け又は委託先業者が前号に該当することが判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置をとること
6. 当社は、下請け又は委託先業者が、反社会的勢力等から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合はこれを拒否し、又は下請け又は委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、速やかにその事実を貴協会に報告し、貴協会の捜査機関への通報に協力することを表明、確約いたします。
7. 当社は、上記各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合及び、この表明、確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしで貴協会との取引が停止され又は解約されても一切異議を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないとともに、これにより貴協会に損害が生じた場合は、一切当社の責任とすることを表明、確約いたします。

以上

## 施設関係書類の作成要領

施設関係書類の作成要領については、以下区分毎に整理しています。該当する作成要領の内容を確認したうえで、施設関係書類を作成・提出してください。

- プラスチック製容器包装用（資料 4-4-1～4-4-21）
- 白色トレイ用（資料 4-4-22～4-4-30）

プラスチック製容器包装用

施設関係書類の作成要領  
(プラスチック製容器包装用)

施設関係の提出書類は下表のとおりです。以下内容に沿って施設毎に提出してください。

提出書類一覧

番号	提出書類
1.	製品の種類
2.	製品の規格と品質管理
3.	再生処理工程図とその説明文
4.	再生処理工程に沿った物質収支と処理量
5.	操業体制
6.	設備・機器配置図
7.	主要設備・機器のリスト、仕様(処理能力を含む)及び図面
8.	原料、仕掛品、製品及び廃棄物の保管管理
9.	計量設備と計量管理
10.	廃水処理工程
11.	排ガス処理工程
12.	施設の配置図
13.	施設周辺図
14.	再生処理施設ガイドラインのチェックリスト
15.	指定可燃物貯蔵届出書のコピー
16.	危険物に係る許認可証、届出書のコピー
17.	一般廃棄物処理施設設置許可証及び使用前検査済み証のコピー
18.	建築確認済証又は通知書のコピー
19.	土地、建物の登記簿謄本および土地の公図のコピー



## 1. 製品の種類

製造する全ての製品の種類について記載してください。

- イ) 材料リサイクルの場合 種類についての材質と形状は次表の例を参考にして記載してください。

製品の材質と形状

材質	形状
P S	インゴット、フレーク・フラフ、減容品・顆粒品、ペレット
P E T	フレーク・フラフ
P E	フレーク・フラフ、減容品・顆粒品、ペレット
P P	フレーク・フラフ、減容品・顆粒品、ペレット
P E・P P 混合	フレーク・フラフ、減容品・顆粒品、ペレット

- ① インゴット : トレイ等の発泡 P S を熱溶解し固まりとして冷却した製品。
- ② フレーク : ボトル、カップ、トレイなどの厚みある成形品を破砕、洗浄等を行った製品。
- ③ フラフ : 袋などのフィルム状のものを破砕、洗浄等を行った製品。
- ④ 減容品 : フレーク、フラフを熱で溶解した後、不定形の円筒様で冷却した製品。これを破砕（粉砕）した減容破砕品もふくむ。
- ⑤ 顆粒品 : フレーク、フラフを摩擦熱などで溶解し、不定形で顆粒状の製品。
- ⑥ ペレット : 押出機により溶解したものを一定形状にカットした製品。ホットカットペレットとストランドペレットに分類。ホットカットペレットは押出機出口でカットし冷却した製品。ストランドペレットは押出機を出たひも状のものを水槽で冷却した後、カットした製品。

- ロ) 油化の場合 種類：プラスチック製容器包装再生処理ガイドライン「熱分解油の品質基準」に従い、炭化水素油の種類（1 種, 2 種, 3 種）
- ハ) ガス化の場合 種類：化学原料用ガス、燃料用ガス
- ニ) 高炉還元剤の場合 種類：高炉で用いる還元剤
- ホ) コークス炉化学原料化の場合 種類：コークス炉で用いる原料炭の代替物
- ヘ) 固形燃料等の場合 種類：ボイラー用燃料、セメント焼成用燃料等

## 2. 製品の規格と品質管理

- (1) 製造する製品は次のような性状を持っていますので、これらの項目を参考にして管理項目に入れてください。
- イ) 材料リサイクルの場合
    - ・ フレーク、フラフ、熱減容品、ペレットなどの場合は、これの形状、不純物（水分、塩素分）及び主成分
  - ロ) 油化の場合
    - ・ プラスチック製容器包装再生処理ガイドライン「熱分解油の品質基準」に従い、炭化水素油の種類（1種、2種、3種）、引火点、全塩素分、硫黄分、窒素分
  - ハ) ガス化の場合
    - ・ ガスの組成（水素、一酸化炭素、二酸化炭素、炭化水素、窒素等のほか、販売先からの要求で品質管理上、濃度管理が必要な微量成分）、低位発熱量
  - ニ) 高炉還元剤、コークス炉化学原料化の場合
    - ・ 形状、嵩密度、塩素分、水分等
  - ホ) 固形燃料等の場合
    - ・ 形状、発熱量、塩素分、水分等
- (2) 自社の製品を製造する時の再生処理工程で実施する品質管理の管理項目（水分、塩素分、主成分等）、自社規格値、サンプリング方法（サンプリング場所、サンプリング量、サンプリング頻度）、品質管理のための分析計・測定機器の名称及び分析・測定方法について記載してください。
- (3) 引き取り先が要求する品質（引き取り品質規格書：引き取り同意書の付属書類）を満たす製品を製造する観点より品質管理方法を記載ください。
- (4) 次表の例を参考にして記載してください。記載内容は、自社または外部委託にて分析・測定を実施している内容です。

(記載例)

製品の品質管理

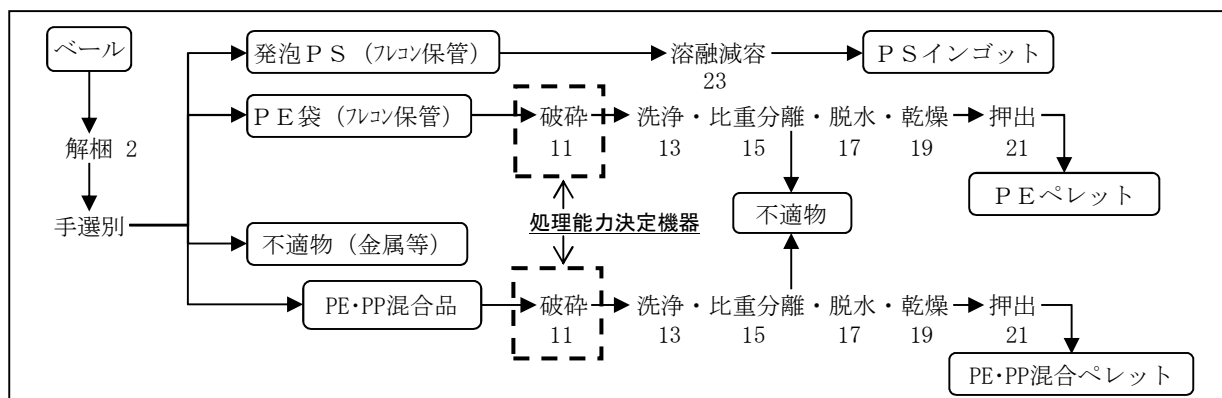
製品の種類と形状	PE・PP混合ペレット		
管理項目	水分	塩素分	主成分
自社規格値	1.0%以下	0.30%以下	93.0%以上
サンプリング場所	製品フレコンへの充填	製品フレコンへの充填	製品フレコンへの充填
サンプリング量	200g	200g	200g
サンプリング頻度	1日1回	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回
分析計・測定機器	△△社〇〇-◇型秤 秤量500gr、目量0.2gr		
分析・測定方法	ナイロンの網袋に入れ、初期の質量を測る。107℃の恒温槽で乾燥し、一時間毎に質量の変化を測定する。一時間あたりの質量の減少が0.5%以下となるまで乾燥する。	測定方法はガイドラインに従う（違う場合は具体的に記入）	測定方法はガイドラインに従う（違う場合は具体的に記入）

### 3. 再生処理工程図とその説明文

#### (1) 再生処理工程図

- ① 原料の投入（ベールの解梱）から始まり、不適物の除去等を行い先に記載したすべての種類の製品の製造、出荷までの再生処理工程を構成する、機械類（破砕機、分離機、洗浄機、乾燥機、反応機、圧縮機等）、搬送用機器等と物質の流れを矢印線で記載してください。ガイドラインの必須設備には「必須設備」と記載してください。
- ② 本工程図に示す機器の番号と6. 設備・機器配置図、7. 主要設備・機器のリストの機器番号は統一してください。
- ③ 自社の他工場施設と組み合わせて、一つの再生処理工程を完結する場合には、それらの関係を図示してください。
- ④ 他材料を投入する場合はどの工程で行なうかがわかるように図示してください。
- ⑤ 1日の処理量が5トン以上の施設の場合、「17. 一般廃棄物処理施設設置許可証及び使用前検査済み証のコピー」にて提出する一般廃棄物処理施設設置許可証（変更許可証・軽微変更等届出書）に記載の能力（「最大処理可能量」）が決定された根拠となる機器（一例：破砕機、押出機、等）について、再生処理工程図の中で明示してください。（※なお、機器単体が能力の根拠となっておらず、一般廃棄物の投入量＝能力（「最大処理可能量」）とみなしている場合、明示は不要です。）
- ⑥ 次の記載例を参考に記載してください。（年間処理量の図と一致していること）

【再生処理工程図の記載例】



選別工程でピックアップしない物質（例 PE・PP混合品）は上図のように明確に分かる位置にずらして下さい。

(2) 再生処理の工程についての説明文

次の記載例を参考にして工程が分かるように説明文を記載してください。なお以下の事項について該当する場合は必ず説明文に含めてください

- イ) いくつかの選別品を同一の設備で切り替えて処理する場合には、どの設備でどの選別品を処理するかを記載してください。
- ロ) 再生処理工程に投入される他の材料がある場合はその名称、投入目的、投入箇所、を記載してください。
- ハ) 1日の処理量が5トン以上の施設の場合、「17. 一般廃棄物処理施設設置許可証及び使用前検査済み証のコピー」にて提出する一般廃棄物処理施設設置許可証（変更許可証・軽微変更等届出書）に記載の能力（「最大処理可能量」）が決定された根拠となる機器（一例：破碎機、押出機、等）について説明してください。なお、機器単体が能力の根拠となっておらず、一般廃棄物の投入量＝能力（「最大処理可能量」）とみなしている場合、その旨を記載してください。

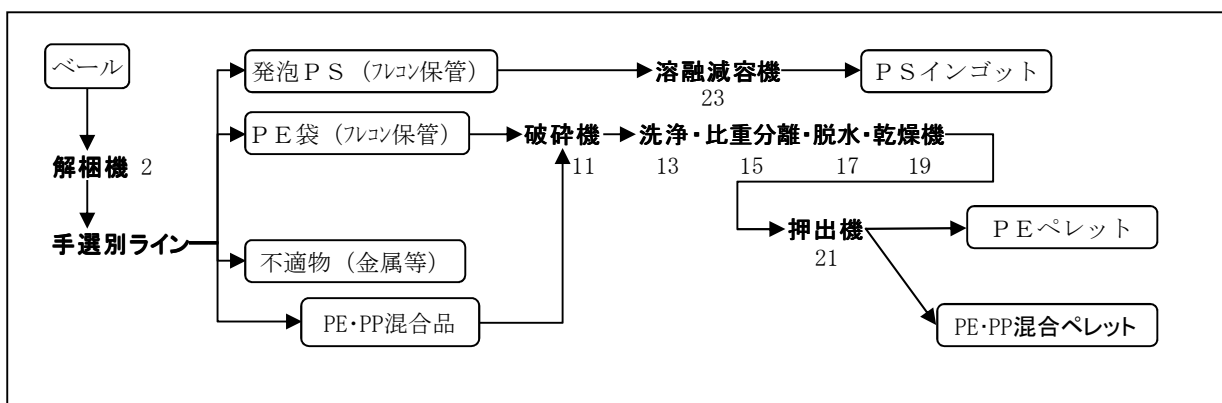
【再生処理工程の説明文の記載例と必要事項】

(材料リサイクルの例)

- ・ 市町村より引き取ったベールを解梱（2）し、手選別コンベア上で人手により発泡PS（トレイ他）とPE袋（レジ袋等）を選別し、不適物（金属等）を除去する。残りの選別残は主たる再商品化製品の原料とする。
- ・ 発泡PSは一端フレコンに保管し、ある程度の量がまとまったら、溶融減容（23）してPSインゴットにする。
- ・ PE袋は一端フレコンに保管し、ある程度の量がまとまったら、破碎（11）・洗浄（13）・比重分離（15）・脱水（17）・乾燥（19）まで連続して処理し、溶融押出し（21）を行ないPEペレットにする。

- ・ 選別残はPEとPPの混合品なので破碎(11)・洗浄(13)・比重分離(15)・脱水(17)・乾燥(19)まで連続して処理して、熔融押し出し(21)を行ないPE・PP混合ペレットにする。
- ・ なお、上記の処理にあたり、破碎機は1基、洗浄・比重分離・脱水・乾燥・ペレット化設備は連続した1系列であるので、PE袋と選別残のPE・PP混合品は同一の破碎機、洗浄等の設備を切り替えて使用する。切り替えにあたり設備は清掃する。
- ・ PE袋と選別残のPE・PP混合品の処理は同一の機器(破碎機、洗浄・比重分離・脱水・乾燥機、押し出し機)を切り替えて使用する
- ・ 一般廃棄物処理施設設置許可証の処理能力を決定している機器は破碎機となっている。

【設備の使用形態(太字は設備)】



(注) 説明文、図中の番号は機器リストの機器番号と同じにしてください。上図中の番号は、あくまで例示です。

(ケミカルリサイクル・固形燃料等について)

再生処理工程図は簡略化したブロックフロー図等添付して、下記の事項について説明文に含めて説明してください

- ① 原料受入、投入
  - ・ 原料(容器包装、他材料)の受入計量設備の設置場所(機器配置図、施設配置図等に明示する)、原料保管場所、引き取り量確認方法
  - ・ 原料の保管場所から投入箇所(機器名称等記載)への移動方法、投入量の計量方法
  - ・ 他材料を混合して使用する場合については、容器包装と他材料の投入管理方法(投入時間帯を別にするか、混合して投入するか等)
- ② 燃料、副原料等
  - ・ 再生処理工程に投入される燃料、副原料、製品製造工程で製品に添加される添加剤等がある場合は、燃料、副原料、添加剤等の名称、投入箇所、投入目的等

- ③ 機器の操業条件 ・ 減容固化器、脱塩素器、熱分解炉、ガス化炉等については、温度、圧力等の条件、ガス化の場合は、ガス化温度として代表させる温度の計測箇所
- ④ 減容固化物の搬送ラインの発火対策
- ⑤ 減容固化物等の仕掛品の次工程への投入量の計測方法
- ⑥ 製品の製造量の計測箇所、計測方法
- ⑦ 製品の出荷方法
- ⑧ 廃棄物の発生箇所、処分方法
- ⑨ 排水の排出箇所、廃水処理方法
- ⑩ 排ガスの発生箇所、排ガスの処理方法
- ⑪ いくつかの選別品を同一の設備で切り替えて処理する場合には、どの設備でどの選別品を処理するかを記載してください。

#### 4. 処理工程に沿った物質収支と処理量

(1) 処理工程に沿った年間処理量と物質収支及び主要機器の処理量

1) 材料リサイクル、油化、高炉還元剤製造、コークス炉化学原料化、固形燃料等の場合

イ) 処理工程に沿った処理量

- ・ 市町村からの年間の受入量（予定量）（＝投入量）とその値を 100%とした場合の主な機器毎の時間当たりの処理量、製品の年間の製造量と廃棄物発生量等および製品収率を記載してください。合わせて、稼働時間（時間/日、日/年）を記載してください。
- ・ （記載例）時間あたりの処理量、一日の稼働時間、月当たりの稼働日数、製造量等の図（材料リサイクルの場合）を参考に記載してください。
- ・ この図に記載していただきたいことは以下の場合を想定しています。例えば、手選別後のいくつかの種類の仕掛品を一つの機器（破砕機・比重選別機など）で切り替えて処理する場合、処理する仕掛品により処理能力が異なる場合や、切替時間で処理時間が少なくなり時間あたりの処理能力が異なる場合があります。このような時には、実際の年間の処理能力を個々の処理能力の合算値、稼働時間、稼働日数、切替・停止時間等を記載して、実態の処理能力が判るように記入してください。
- ・ 他材料を容器包装材と同時に混合して使用する場合は、他材料の区別（廃棄物（一廃、産廃）、有価物の区別）、他材料を構成する主なプラスチック、選別不適物の割合、製品化収率、年間使用量（予定量）等を記載してください。※様式自由。

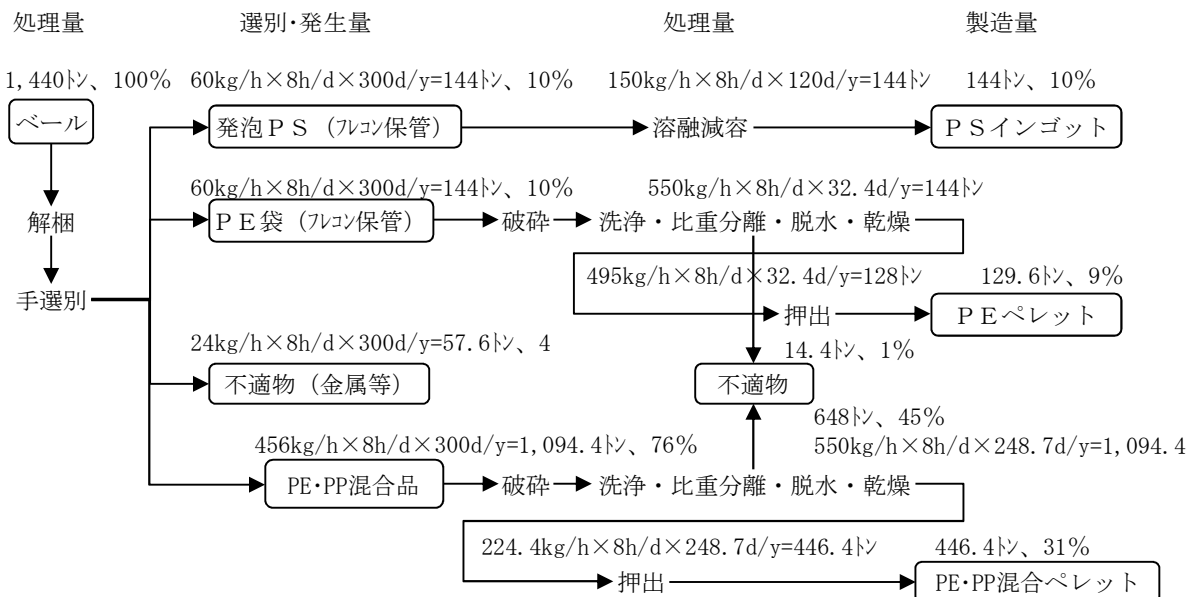
注1) 選別工程と分離工程で1日の稼働時間が異なる場合は、それぞれの稼働時間を記載してください。

注2) 選別した幾つかの仕掛品を、同一設備（破砕機、比重分離設備等）を使用して処理する場合には、各仕掛品の発生量に見合った処理量と稼働時間を記載してください。また、切替時間を明記してください。

注3) 想定している設備機器の保守・修理等の休止時間を記載してください。

【記載例】物質収支と処理量

年間及び月間処理量 600kg/h×8h/d×300d/y=1,440 トン/年、600kg/h×8h/d×25d/m=120 トン/月



注) ①1日の稼働時間は8時間。

②洗浄・比重分離・脱水・乾燥ラインはPE袋と選別残の処理時に切り替えて使用する。切替時間はPE袋→選別残のときは10分、選別残→PE袋の時は60分。上記稼働時間23.4日/月の他 月全体の切替時間は切替が36回/年(3回/月)で42時間/年=5.25日相当(3.5時間/月=0.44日/月相当)。合計設備運転時間は23.8日

③再生処理能力: 600kg/h×8h/d×25d/m×12=120,000kg/m×12→1,440トン/年

④破碎機の年間保守日数:〇〇日、脱水・乾燥機の年間保守日数:〇〇日、…………

書類作成における注意

①処理機械毎に時間あたりの処理量(kg/h)、一日の稼働時間(h/d)、年間処理日数(d/y)を記載して、選別量や各製品の製造量(トン)を記載してください。

②選別工程と破碎、洗浄、比重分離、脱水、乾燥、ペレット化等の工程で1日の稼働時間が異なる場合はそれぞれの稼働時間を明記してください。またそれぞれの切替に要する時間と合計運転時間を明記してください

③再生処理能力について時間当たりの処理量、1日の稼働時間、年間の稼働日数を記載してください。

再生処理能力:( ) kg/h×( ) h/d×( ) d/y = ( ) kg/年

④選別工程でピックアップしない物質(例 PE・PP混合品)は上図のように明確に分かる位置にずらして下さい。

ロ) 手選別ラインに関する諸データ

- ・ 手選別ラインの設備、要員等に関し、次表を参考に、手選別ラインのコンベア仕様（長さ×幅、本数）、常用速度、時間あたりの投入量、手選別ライン従事要員数、人員配置と担当する選別対象物、選別人員あたりのピックアップ量等を記載してください。

（手選別をA、Bラインで平行して作業し、Cのラインで合わせて、手選別を行う場合の例）

1. ライン構成の説明						
1) ベールをAコンベアに流してPP, PEを選別ピックアップする。						
2) 同様にベールをBコンベアに流してPP, PEを選別ピックアップする。						
3) A, Bの選別の残りをCコンベアに流してPS発泡、PETを選別ピックアップする。						
4) Cコンベア上に残った物は末端に流し、下流の梱包機で梱包して選別残さとして廃棄する。						
2. コンベア仕様		長さ m	幅 m	本数	常用速度 m/分	配置人数 人
	A					
	B					
	C					
3. 人員要素		作業項目			人数 名	作業時間 時間/日
	A	ベール投入				
		未破袋品の破袋				
		金属等不適合物の除去				
		PE・PP袋のピックアップ				
		PE・PPボトル類のピックアップ				
	B	ベール投入				
		未破袋品の破袋				
		金属等不適合物の除去				
		PE・PP袋のピックアップ				
		PE・PPボトル類のピックアップ				
	C	PSのピックアップ				
		PET類のピックアップ				

2) ガス化の場合

- ・ 低位発熱量：市町村から引き取るベールの発熱量は 25.5MJ/kg を基準として算出してください。
- ・ 書式例（物質収支表（ガス化））に従って物質収支を記載してください。
- ・ ガス化温度を 1200℃に換算する場合は、換算する方法について、関連するパラメータの関係を数式又はグラフ等により説明してください。

（他材料を容器包装材と同時に混合して使用する場合）



- 書式例（他材料の種類、性状、使用量等）に従って、他材料の区別（一廃、産廃の区別）、他材料を構成する主なプラスチック、選別不適物の割合、低位発熱量、製品化収率、年間使用量（予定量）等を記載してください。

【書式例】

物質収支表(ガス化)

	単位	原料			外部燃料等			合計
		容リプラ	他材料	小計	燃料	スチーム	小計	
投入量	kg/日	A1	B1	C1=A1+B1	D1	E1	F1=D1+E1	G1=C1+F1
投入物単位量あたりの発熱量	MJ/kg	A2	B2		D2	E2		
投入発熱量	GJ/日	A3=A1×A2/1,000	B3=B1×B2/1,000	C3=A3+B3	D3=D1×D2/1,000	E3=E1×E2/1,000	F3=D3+E3	G3=C3+F3
投入発熱量比率	%	A4=A3/G3×100	B4=B3/G3×100	C4=A4+B4	D4=D3/G3×100	E4=E3/G3×100	F4=D4+E4	G4=100
減容固化物生産量	ト/日	A5	B5	C5=A5+B5				
減容固化物収率	%	A6=(A5/A1)×100	B6=(B5/B1)×100	C6=(C5/C1)×100				
副原料投入量								
副原料1（酸素等）	ト/日		B7					
副原料2（窒素等）	ト/日		B8					
副原料3（空気等）	ト/日		B9					
ガス化温度	℃		運転温度 P7			1,200℃補正 1,200		
製品ガス生産量（乾ガス基準）	Nm <sup>3</sup> /日		P8			R8		
製品ガス組成（乾ガス基準）								
H2	Vol.%		P9			R9		
CO	Vol.%		P10			R10		
CO2	Vol.%		P11			R11		
N2	Vol.%		P12			R12		
他	Vol.%		P13			R13		
合計	Vol.%		100			100		
製品ガス単位量当りの発熱量	MJ/Nm <sup>3</sup>		P14			R14		
製品ガス発熱量	GJ/日		P15=P9×P14/1,000			R15=R9×R14		
製品ガス発熱量（外部燃料補正）	GJ/日		P16=P15-F3			R16=R15-F3		
容リプラ分製品ガス発熱量	GJ/日		P17=P16×(A3/C3)			R17=R16×(A3/C3)		
再商品化率	%		P18=(P17/A3)×100			R18=(R17/A3)×100		

記入について

様式2に記載した容器包装引取量、年間稼働日数、年間の容器包装の引取量に基づき、1日当りの物質収支を記載する。

A1～R18に数値、計算結果を記入する。 P8～P18はガス化炉の運転温度における数値、計算結果。

R9～R18についてはガス化炉温度を1200℃における値に補正する必要がある場合（補正しない場合は空欄とする）

【書式例】

他材料の種類、性状、使用量等

他材料の区別(*1)	廃棄物の種類・受入時の荷姿(*2)	廃棄物を構成する主なプラスチック	選別不適物・水分の割合(重量%)	発熱量(MJ/kg)(*3)	使用量(予定量)(ト/年)	該当廃棄物による製品製造量(予定量)(ト/年)	性状分析の頻度(*4)	製品製造予定量の根拠

記入について

- \* 1 : 一般廃棄物の場合は「一廃」、産業廃棄物の場合は「産廃」と記す。
- \* 2 : 廃棄物の種類：市町村で分別収集された廃プラスチック、〇〇事業系廃プラスチック、廃家電、自動車シュレッダーダスト等と記載する。
- \* 3 : ガス化の場合、低位発熱量を記載する。
- \* 4 : 選別不適物、発熱量等の分析頻度
- \* 5 : 当該施設において他材料単独で操業した実績値、試験装置における実績値、選別不適物を除去した廃プラスチックについては容器包装と同等とみなす等の根拠について記載する。

## 5. 操業体制

### (1) 操業時間

稼働時間及び諸元を記載してください。処理工程により操業時間が異なる場合は、工程別に記載してください。

- ① 1日稼働時間（1日に稼働を予定する時間、休憩等含まず）
- ② 運転標準時間表（スタート、運転、停止、休憩、食事を含む）を添付すること。
- ③ 予定停止日数（日曜、祝日、正月、設備改造等の事業者が予め決めた運転停止日）

### (2) 操業に係わる要員数

- ① 管理責任者、作業員等の人数
- ② 交代制で作業する場合は、一直あたりの作業員数  
記入例) 管理責任者他 2名、作業責任者他 5名/直
- ③ 1日の操業時間が8時間以上で作業員が交替する場合は、時間当たりの作業員数  
記入例) 3名×3直。また、処理工程により操業時間が異なる場合は、工程別に記載してください

### (3) 組織図

- ・ 会社全体の組織図の他に、再生処理事業に直接かかわる組織を記載してください。
- ・ 責任者から作業員の所属する部門までを含んでください。
- ・ 工場組織の役割を明確にすること。また次の業務は管理者ごとに役割を明示すること。

ベール受入、製造管理（日報、月報、年報含む）

品質検査、廃棄物搬出、排水管理、環境管理の責任者、統括安全衛生管理者

「例」管理体制（組織図に従って記入すること）

工場長：工場統括、統括安全衛生管理者

業務課長：生産管理、ベール受入、製品出荷、廃棄物搬出

製造課長：製造管理、品質検査、排水管理、環境管理

#### (4) 大規模施設

大規模施設(申請処理能力が10,000トン/年以上)の場合は次の資料を提出してください。

- ① 社内管理体制(組織、安全管理を含む)
- ② 工場内の物流計画(設備と製品等置場間の物流通路、運行回数、手段、担当者数)
- ③ ベールの搬入、製品の搬出計画、及びトラック等の運行計画

### 6. 設備・機器配置図

- (1) 原則A3版、原図のサイズがA3以上の場合、図面に記載されている文字が判読可能(提出図面で確認してください)な限りA3サイズに縮小してください。;以下全ての図面に対し遵守してください。「書類の寸法と綴じ方等について」も参照してください。
- (2) 設備・機器の配置及び設備・機器の相互位置関係を示す寸法、縮尺が表示された平面図(必要に応じ立面図も)提出してください。主要設備・機器の機器番号と名称(7. 主要設備・機器のリストと同じ)を記入してください。機器間をつなぐコンベア等についても寸法と名称を記載してください。

### 7. 主要設備・機器のリスト、仕様(処理能力を含む)及び図面

#### (1) リスト

- ① 機器番号(設備・機器配置図と同一番号)
- ② 設備・機器名称
- ③ 機能・目的
- ④ 仕様(処理能力\*を含む)、型式、メーカー
- ⑤ 合計処理能力
- ⑥ 適用法令(該当する場合)

(注) 再生処理設備を設置・運転するあたり申請・届出している設備についてその法令を記載してください。

- ⑦ ガイドライン必須設備(該当には○)
- ⑧ 一般廃棄物処理施設設置許可証に記載の能力(「最大処理可能量」)が決定された根拠となる機器(該当する場合)

1日の処理量が5トン以上の施設の場合、「17. 一般廃棄物処理施設設置許可証及び使用前検査済み証のコピー」にて提出する一般廃棄物処理施設設置許可証(変更許可証・軽微変更等届出書)に記載の能力(「最大処理可能量」)が決定された根拠となる機器(一例:破砕機、押出機、等)について○をつけてください。なお、機器単体が能力の根拠となっておらず、一般廃棄物の投入量=能力(「最大処理可能量」とみなしている場合、○は不要です。

以上を表にしてください。

\* 仕様の処理能力は機器の最大処理能力であり、使用する処理量ではありません。

主要設備・機器リスト

機器 番号	設備・機器 名称	機能・目的	基数	仕様（処理能 力を含む）、 型式、メーカ ー	合計 処理 能力	適用 法令	ガイドライン 必須設備 （該当に は○）	能力の根拠 となる機器 （該当には ○

記載する主要設備・機器は以下を参考にしてください。

なお、廃水処理設備は、「10. 廃水処理工程」にて記載してください。

イ) 材料リサイクル、固形燃料等の場合

- ・ 選別設備（コンベア等）、破碎機（粉碎機）、比重選別機、洗浄機、脱水機、乾燥機、減容固化機、造粒機、ペレット化設備、成形機、熱溶融発生ガス処理設備など主要なもの
- 注) 取り扱い物質により処理能力が異なりますので取り扱い物質ごとに記載してください。
- 例 固形プラの処理能力とフィルムの処理能力が異なるときはそれぞれを記載してください。

ロ) 高炉還元剤、コークス炉化学原料化、油化、ガス化の場合

- ・ 選別設備（コンベア等）、破碎機（粉碎機）、比重選別機、減容固化機、熱分解槽、加熱炉、ガス化炉、蒸留設備、ガス洗浄設備、油貯槽、分解ガス処理設備、熱溶融発生ガス処理設備など主要なもの

ハ) そのほかイ) ロ) にかかわらず、下記に該当するものはリストに記載のみしてください。（仕様書、図面は不要）

- ・ ボイラー等の加熱炉、燃焼器等排ガスを排出する設備、機器
- ・ 空気圧縮機、ブロワー、その他騒音規制法、振動規制法及び条例等により特定施設に該当する機器
- ・ 施設的环境対策（粉塵対策、悪臭対策等）にかかわる機器
- ・ 高圧ガス保安法が適用される設備・機器
- ・ 再生処理施設の受電設備（最大電力、一次側電圧、二次側電圧等）

ニ) 設備・機器の仕様については以下の項目を参考に記載してください。

- ・ 機械設備については、型式、処理能力、電動機動力 (kW) 等。
- ・ 反応器については、投入物質の処理量、温度、圧力等の設計条件等。
- ・ 製品貯槽類等については、貯蔵量、温度、圧力等の設計条件等。

(2) 主要設備・機器の図面

- ・ 原則 A4 版、原図のサイズが A3 以上の場合、図面に記載されている文字が判読可能(提出図面で確認してください)な限り A3 あるいは A4 サイズに縮小してください。
- ・ 主要設備・機器図面は、(1) 記載のリストにて記入された各々について提出してください。ただし、機器間をつなぐコンベヤ等の図面は不要です。
- ・ 図の右下に機器番号と設備・機器名称(それぞれリストと同一)を綴じた状態で見える位置に記載してください。図面は設備の組立図を提出してください。組立図だけでは不明の場合は、必要な図面を添付してください。

## 8. 原料、仕掛品、製品及び廃棄物の保管管理

(1) 原料保管場所

- ・ 面積・寸法、ペールの積み段数(高さ)、保管容積、保管重量、一ヶ月に引き取るペールの合計量に対する在庫量の割合(在庫日数)とその根拠(予想される設備の故障修理等で停止する時間等に対する安全率など)、設置場所が屋内・屋外・テントの区別、屋外の場合は雨水・飛散防止等の対策を記載してください。

(2) 仕掛品保管場所

- ・ 面積・寸法、保管容積、保管重量、一ヶ月に発生する仕掛品合計量に対する在庫量の割合(在庫日数)とその根拠(予想される設備の故障修理等で停止する時間等に対する安全率など)、設置場所が屋内・屋外・テントの区別、屋外の場合は雨水・飛散防止等の対策を記載してください。仕掛品をタンク等の貯蔵容器に保管する場合はその仕様・図面等については主要設備・機器のリスト、仕様書及び図面の項に含めてください。

(3) 製品保管場所等

- ・ 材料リサイクル、高炉還元剤、コークス炉化学原料化、固形燃料等の場合：設置場所が屋内か屋外、テントの区別、保管の方法、面積・寸法、保管容積、保管重量、一ヶ月に製造する量に対する在庫量の割合(在庫日数)を記載してください。
- ・ 油化の場合：油貯槽のサイズ、最大貯蔵容量、一ヶ月に製造する量に対する在庫量の割合(在庫日数)、防油堤の寸法及び容積を記載してください。
- ・ ガス化の場合：貯槽があれば、そのサイズ、一ヶ月に製造する量に対する在庫量の割合(在庫日数)を記載してください。

(4) 廃棄物の保管場所

- ・ 屋内か屋外かの区別、面積・寸法、保管容積、保管重量、一ヶ月に発生する量に対する在庫量の割合（在庫日数）、廃棄物の種類毎の保管方法を記載してください。屋外の場合は雨水・飛散防止対策を記載してください。
- ・ 残さをベール形状として、工場において保管および搬出する場合、部外者が見て市町村からの搬入ベール（原料）と明確に区分できる措置を記載ください。

(5) 保管場所の配置図

- ・ 配置図を兼用する場合はどの図面に記載しているかを明記してください。
- ・ 原料、仕掛品、製品等の保管場所が設備の近くにある場合は、それぞれの保管場所を機器配置図または施設配置図に記載してください。
- ・ 施設設置場所の外にある場合は、施設配置図または施設周辺図に記載してください。

## 9. 計量設備と計量管理

- (1) 生産管理月報・日報の作成のもとになる日々の原料投入量、選別等の仕掛品の発生量、製品製造量、廃棄物の発生量を計量するのに各々対象別にすべての計量器の名称・仕様を記載してください。
- (2) 仕掛品の発生量を、計量器を使用しないで計算で算出する場合や平均値や推定値等を用いるときは算定方式を数式等により記載してください。
- (3) 計量器の仕様については以下の事項を含めて記載してください。
  - ・ 計量器の型式、メーカー、測定レンジ、計測精度等の仕様

## 10. 廃水処理工程

廃水処理工程について以下の項目について記載してください。

- (1) 該当施設が規制される基準値を記載してください。その裏付けとなる施設概要、地域の排水水質基準（SS、BOD、COD等）、条例、協定書等のコピーを添付し、該当基準値が明確に分かるように、以下にもとづきその資料に表示してください。

1) 当該施設が一般廃棄物処理施設である場合

- ・ 水質汚濁防止法、条例等の規定により特定施設に該当する場合は、特定施設設置届出書及び受理書。

2) 再生処理施設の処理能力が5トン/日未満の施設の場合

イ) 産業廃棄物処理施設である場合

- 水質汚濁防止法、条例等の規定により特定施設に該当する場合は、特定施設設置届出書及び受理書。

ロ) 産業廃棄物処理施設ではない施設であって、特定施設に該当する場合

- 特定施設設置届出書（第1面及び別紙1～6）及び受理書。

ハ) 上記イ)、ロ) のいずれにも該当しない場合

特定施設の種類、規模、排水の排出基準等が規定されている条例のコピーを添付し、特定施設に該当しない理由を記載した書類。

- (2) 再生処理施設に受け入れる用水・蒸気の種類、受入量と廃水処理設備計画の基準となる処理原水、処理水（廃水処理後の水）、排水（放流水）の一日あたりの水量及び水質、放流先を排水の種類毎に記載してください。
- (3) 排水の種類：食品等汚染排水、含油排水、酸性排水、アルカリ性排水、その他
- (4) 処理方法：ろ過、沈降分離、活性汚泥、中和等
- (5) 放流先：公共下水道、河川、その他（ ）に種類記入
- (6) 排水放流場所と放流量：排水放流場所は施設配置図を用いて記載してください。なお、工場敷地境界もあわせて記載してください。放流量に関しては、測定手段を記載してください。排水量の測定が出来ない場合、参考として補給水（井水、工水、上水等）の使用量を記載する。水を使用するものの工場排水がない場合、水の処理方法（具体例：排水循環装置の使用、冷却水としての利用、等）を記載。
- (7) 再生処理設備と廃水処理設備を含む水処理の系統図（ブロックフロー図）を提出し、処理工程についての説明文を記載してください。特にBOD・CODの基準を達成するための処理機器、SSの基準を達成するための処理機器をそれぞれ分けて、処理方式、機器の概要、能力等を設備概要図面とともに提出してください。

(処理方式の例)

SS除去：凝集沈澱分離処理、加圧浮上分離処理 等

BOD、COD成分除去：活性汚泥処理 浸水濾床式接触酸化処理、散水濾床式生物酸化処理、回転円板式接触酸化処理 汚泥消化・脱窒処理 等

- (8) 公害防止協定等を締結している場合は協定書のコピーを提出してください。

## 11. 排ガス処理工程

- (1) 施設内外で排出されるガスまたは悪臭が法律、条例等で規制の対象となる施設は地域の排ガスの排出基準（塩化水素等）、悪臭の規制基準を提出してください。またその根拠となる条例等のコピーを添付してください。地域別に分かれる場合は施設のある地域で適用される基準値が判るように表等で記載してください。なお、以下の書類を提出してください。
    - 1) 当該施設が一般廃棄物処理施設である場合
      - ・ 大気汚染防止法に規定される、ばい煙発生施設に該当する施設が設置されている場合は、ばい煙発生施設設置届出書（様式1、別紙1～3）及び受理書のコピー。
      - ・ 条例によりばい煙を発生する特定施設に該当する場合は特定施設設置届（別紙を含む）。
    - 2) 再生処理施設の処理能力が5トン／日未満の施設の場合
      - イ) 産業廃棄物処理施設である場合
        - ・ 条例等によりばい煙を発生する特定施設に該当する場合は特定施設設置届（別紙を含む）
      - ロ) 産業廃棄物処理施設ではない施設であって、ばい煙を発生する特定施設に該当する場合
        - ・ 特定施設設置届出書（別紙を含む）及び受理書。
      - ハ) 上記イ)、ロ)の何れにも該当しない場合
        - ・ 特定施設に該当する、ばい煙発生施設の種類、規模、ばい煙の排出基準等が規定されている条例のコピーを添付し、ばい煙発生施設、特定施設に該当しない理由を記載した書類。
        - ・ ばい煙を発生する機器名称、当該機器から排出される排ガス量、排ガス濃度（大気汚染防止法で規定されているばい煙の濃度、以下同じ）、排ガス処理した後の排ガス量、排ガス濃度等について通常値と最大値及び測定頻度を記載してください。
        - ・ 再生処理工程図に排ガス処理の工程が記載されていない場合は排ガス処理工程図を添付してください。
  - 3) 公害防止協定等を締結している場合は協定書。但し、廃水処理工程において提出されている場合は省略できますが、その旨を記載してください。
- (2) 排ガス処理設備の排ガス処理、悪臭防止処理の工程図を提出してください。規制値を維持するための処理設備の処理原理、機器の概要、能力等を概要図面とともに提出してください。
  - (3) 排ガス処理設備は工場内の臭気、ガス排気（押出機ベントロ部分等）用の排気ファン、真空ベント処理装置を含みます。



## 12. 施設の配置図

工場敷地内における当該施設、廃水処理設備、排水放流場所、原料の受入（計量）場所、原料・仕掛品・製品・廃棄物の保管場所、製品の出荷計量場所、運転制御室、管理事務所、トラック通路、フォークリフト通路等を示す図を提出してください。図面には主要寸法を記載してください。

## 13. 施設周辺図

- (1) 地図（可能な限り縮尺 1/1,500 相当及び 1/10,000 相当）に当該施設の所在地を明示し、施設の所在地が、工業用地、準工業用地、市街化調整区域、宅地、農地、山林等のいずれの区分に該当するかを記載してください。
- (2) 施設訪問にあたり、タクシー等の利便性を考慮した最寄りの公共交通機関（鉄道の駅名、駅からの交通手段、概略の時間など）について記載した案内地図（例えばタクシーの運転手に見せれば判るような内容）を提出してください。

## 14. 再生処理施設ガイドラインのチェックリスト

- (1) 「再生処理施設ガイドラインのチェックリスト」の記入例を参考に、チェックした結果を記入して提出してください。
- (2) 既設の施設については、「どのように対策を実施しているか」を、計画中の施設については、「どのような対策を実施することを予定しているか」を記載してください。なお、記載事項に該当しない場合は、「該当せず」と記入してください。

(記入例) 再生処理施設ガイドラインのチェックリスト (記入例 材料リサイクル)

工場名	
-----	--

※本リストは、施設ごとに提出してください

項目	対策の内容
1. 受入設備 ・ 計量装置	市町村より引き取る容器包装プラは、施設内のトラックスケールにて計量する
・ 保管区分	市町村より引き取る容器包装プラは、事業系プラ、産廃プラと区分して保管する
・ 火災対策	消火器を配置する
・ 飛散、増湿防止対策	屋内に保管する 屋外保管分はテント掛けする
・ 衛生管理	悪臭が発生する場合は消臭剤を撒布する
2. 再生処理不適物対策	混入している金属等は手選別により除去し、PVC、PETは比重分離により除去する
3. 悪臭対策	発生する悪臭は、燃焼処理する
4. 排ガス処理	発生する排ガスは水に吸収・洗浄する
5. 廃水処理	廃水処理設備を設置し、BOD、COD、SSを規制基準内に処理する
6. 粉じん対策	サイクロン、集塵機を設置する
7. 騒音、振動対策	破碎機を防音壁内に設置する。(作業時は必ず耳栓をする)
8. 貯蔵設備	製品、仕掛品は屋内に保管する 製品、仕掛品の保管については指定可燃物貯蔵の届出を行う
9. 廃棄物対策	発生する選別残さ等は区別できるように「廃棄物」表示のシールを貼り、A社に焼却処理を委託する。
10. 適用法規 (消防法、廃棄物処理法等) 対応	消防法、廃棄物処理法、水質汚濁防止法 悪臭防止、騒音防止法を遵守する
11. 必要資格	危険物取扱者

#### 15. 指定可燃物貯蔵届出書のコピー

指定可燃物貯蔵・取扱い届出書（配置図、貯留数量が把握できる資料）のコピー（届出あるいは受理印の押印済み）を提出してください。

#### 16. 危険物に係る許認可証、届出書のコピー

(1) 危険物に係る許認可証、届出書等（配置図等の添付書類を含む）のコピー（届出あるいは受理印の押印済み）を提出してください。

(2) 施設の変更をした場合は、現状の施設に係る許認可証、届出書等を対象としますが、施設の変更の経緯を記載した施設変更経緯を添付してください。

1) 消防法で規定される危険物を指定数量以上取り扱う製造所、貯蔵所、取扱所の施設の場合  
危険物製造所設置許可証、危険物貯蔵所設置許可証、危険物取扱所設置許可書及び完成検査証

2) 指定数量未満取り扱う場合  
少量危険物貯蔵・取扱届出書

処理施設が上記規制に該当しない場合は、該当しない理由・所管窓口・連絡先を記載してください。

#### 17. 一般廃棄物処理施設設置許可証及び使用前検査済み証のコピー

(1) 1日の処理量が5トン以上の施設の場合、様式2の「再生処理能力（投入量）」と一般廃棄物処理施設設置許可証の能力（「最大処理可能量」）の整合性を確認するため、様式2の「再生処理能力（投入量）」を証明する一般廃棄物処理施設設置許可証及び使用前検査済み証のコピーを提出してください。なお、施設設置許可内容から軽微変更及び施設変更許可により能力（最大処理可能量）を増強し、施設設置許可証と様式2の再生処理能力（投入量）が異なる場合には、様式2の再生処理能力を証明する一般廃棄物処理施設変更許可証・使用前検査済み証のコピー、もしくは軽微変更等届出書（収受印押印済）を提出してください。（※軽微変更等届出書の場合、一般廃棄物処理施設設置許可証及び使用前検査済み証のコピーを合わせて添付してください）

(2) 一般廃棄物処理施設設置許可証（変更許可証・軽微変更等届出書）に記載の能力（「最大処理可能量」）が決定された根拠となる機器（一例：破砕機、押出機、等）について、「3. 再生処理工程図」及び「7. 主要設備・機器のリスト」の中で明示してください。なお、機器単体が能力の根拠となっておらず、一般廃棄物の投入量＝能力（「最大処理可能量」）とみなしている場合、明示は不要です。

(3) 設置許可証・変更許可証及び使用前検査済み証を添付できない場合、所管の自治体に確認し、相談月日、自治体窓口、連絡先（担当者氏名、電話番号）、添付できない理由、取得予定月日、相談者氏名を記載してください。

(4) 1日の処理量が5トン以上の施設にて、様式2の「再生処理能力（投入量）」について、一般廃棄物処理施設設置許可証に記載の能力（「最大処理可能量」）を超えて登録申請する場合、「3. 再生処理工程図」及び「7. 主要設備・機器のリスト」の中で、許可証に記載の能力（最

大処理可能量)が決定された根拠となる機器(一例:破砕機、押出機、等)がわかるように記載し、様式2の「再生処理能力(投入量)」が妥当であることの説明を添付ください。

- (5) 1日の処理量が5トン未満として申請する場合には、一般廃棄物処理施設の設置許可証が必要ないことについて、所管の自治体に確認し、確認相手の所属と氏名、日時、確認者氏名、その内容を報告してください。

#### 18. 建築確認済証又は通知書のコピー

再生処理施設内に設置されている建築構造物の建築確認済証又は建築確認通知書(用途区分記載)のコピーを提出してください。自社所有だけでなく、賃借の場合も提出してください。

#### 19. 土地、建物の登記簿謄本及び土地の公図のコピー

再生処理施設が設置されている土地の登記簿謄本(または全部事項証明書)および土地の公図のコピー、再生処理施設内にある建築構造物の登記簿謄本(または全部事項証明書)のコピーを提出してください。所有権のない場合は、上記に加え賃貸契約書のコピーを提出してください。

再生処理施設を設置している敷地が複数地番で構成されている場合は、敷地を構成している土地公図の地番と登記されている土地・建物の関係がわかるように、公図に再生処理施設を設置している敷地範囲及び登記されている建物を明示するとともに、関係を示したリスト(下表参照)を作成・提出してください。

なお、提出書類のファイリングは以下順番とし、ページ番号は下表のように振ってください。

区分	ページ番号の振り方	備考
① 土地公図地番・敷地・建物リスト	3-19-1-●	
② 土地の公図	3-19-2-●	
③ 土地の登記簿謄本・賃貸契約書	3-19-3-●	賃貸契約書がある場合、該当する登記簿謄本の後ろに差し込む
④ 建物の登記簿謄本・賃貸契約書	3-19-4-●	

#### 土地公図地番・敷地・建物リスト

再生処理施設を設置している敷地の土地公図地番		建物名	土地所有権(自社/賃借)		建物所有権(自社/賃借)	
地番	ページ番号		区分	ページ番号	区分	ページ番号
1-1	3-19-2-1		自社	3-19-3-1~3	-	
1-2		プラスチック再商品化施設	自社	3-19-3-4~6	自社	3-19-4-1~3
		再商品化製品保管施設①			自社	3-19-4-4~6
		再商品化製品保管施設②			賃借	3-19-4-7~15
1-3			自社	3-19-3-7~10	-	
1-4		自社	3-19-3-11~13	-		
5-10	3-19-2-2	原料仕掛品保管施設	賃借	3-19-3-14~20	賃借	3-19-4-16~23
5-11			賃借	3-19-3-21~28	-	

白色トレイ用

施設関係書類の作成要領  
(白色トレイ)

施設関係の提出書類は下表のとおりです。以下内容に沿って施設毎に提出してください。

提出書類一覧

番号	提出書類
1.	製品の種類
2.	製品の規格と品質管理
3.	再生処理工程図とその説明文
4.	再生処理工程に沿った物質収支と処理量
5.	操業体制
6.	設備・機器配置図
7.	主要設備・機器のリスト、仕様(処理能力を含む)及び図面
8.	原料、仕掛品、製品及び廃棄物の保管管理
9.	施設の配置図
10.	施設周辺図
11.	再生処理施設ガイドラインのチェックリスト
12.	指定可燃物貯蔵届出書のコピー
13.	危険物に係る許認可証、届出書のコピー
14.	一般廃棄物処理施設設置許可証及び使用前検査済み証のコピー
15.	建築確認済証又は通知書のコピー
16.	土地、建物の登記簿謄本および土地の公図のコピー

1. 製品の種類

製造する全ての製品の種類について記載してください。

イ) 材料リサイクルの場合

- ① インゴット：                   トレイの発泡PSを熱溶解し固まりとして冷却した製品。
- ② 減容品・顆粒品       ：       トレイを破碎した物を摩擦熱などで溶解し、不定形で顆粒状の製品。インゴットを破碎した製品も含む。
- ③ ペレット       ：               押出機により溶解したものを一定形状にカットした製品。

ロ) ケミカルリサイクルの場合   炭化水素油、高炉還元剤、コークス炉化学原料、合成ガス

## 2. 製品の規格と品質管理

- (1) 製造する製品は次のような性状を持っていますので、これらの項目を参考にして管理項目に入れてください。
- イ) 材料リサイクルの場合
- ・ インゴットは寸法（幅 ×長さ ×高さ ）、1個あたりの重量
  - ・ 減容品・顆粒品、ペレットは、これの粒度、密度
- ロ) ケミカルリサイクルの場合
- ・ 炭化水素油の引火点、比重等
  - ・ 高炉還元剤、コークス炉化学原料の形状、高密度、塩素分、水分等
  - ・ 合成ガスの組成、低位発熱量等
- (2) 自社の製品を製造する時の再生処理工程で実施する品質管理の管理項目、自社規格値、サンプリング方法（サンプリング場所、サンプリング量、サンプリング頻度）、品質管理のための分析計・測定機器の名称及び分析・測定方法について記載してください。
- (3) 引き取り先が要求する品質（引き取り品質規格書：引き取り同意書の付属書類）を満たす製品を製造する観点より品質管理方法を記載ください。

## 3. 再生処理工程図とその説明文

- (1) 再生処理工程図
- ① 原料の投入から始まり、不適物の除去等を行い製品の製造、出荷までの再生処理工程を構成する、機械類（破碎機、熔融減容機、ペレット化機等）、搬送用機器等と物質の流れを矢印線で記載してください。
  - ② 本工程図に示す機器の番号と 6. 設備・機器配置図、7. 主要設備・機器のリストの機器番号は統一してください。
  - ③ 溶剤減容のように溶剤での減容と溶剤の蒸発分離を、自社の他工場施設と組み合わせて、一つの再生処理工程を完結する場合には、それらの関係を図示してください。
  - ④ 1日の処理量が5トン以上の施設の場合、「14. 一般廃棄物処理施設設置許可証及び使用前検査済み証のコピー」にて提出する一般廃棄物処理施設設置許可証（変更許可証・軽微変更等届出書）に記載の能力（「最大処理可能量」）が決定された根拠となる機器（一例：破碎機、押出機、等）について、再生処理工程図の中で明示してください。（※なお、機器単体が能力の根拠となっておらず、一般廃棄物の投入量＝能力（「最大処理可能量」）とみなしている場合、明示は不要です。）
- (2) 再生処理の工程についての説明文
- 工程が分かるように説明文を記載してください。

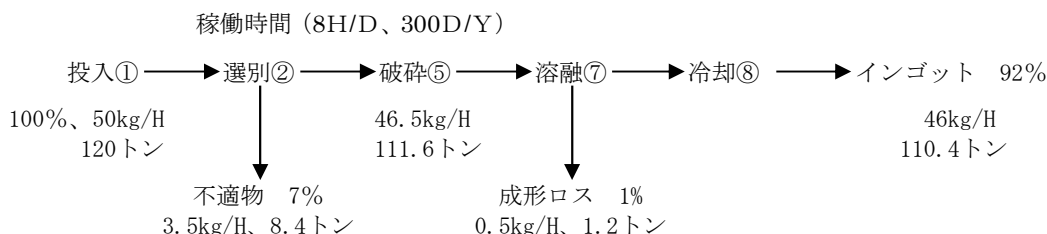
## 4. 処理工程に沿った物質収支と処理量

市町村からの年間の受入量（予定量）（＝投入量）とその値を100%とした場合の主な機器毎

資料 4-4-23

の時間当たりの処理量、製品の年間の製造量と廃棄物発生量等および製品収率を記載してください。合わせて、3. 再生処理工程図と同じ機器の番号と稼働時間（時間/日、日/年）を記載してください。

記入例（投入量を100%とし、製品収率は92%の場合、①等は機器の番号）



## 5. 操業体制

### (1) 操業時間

稼働時間及び諸元を記載してください。処理工程により操業時間が異なる場合は、工程別に記載してください。

- ① 1日稼働時間（1日に稼働を予定する時間、休憩等含まず）
- ② 運転標準時間表（スタート、運転、停止、休憩、食事を含む）を添付すること。
- ③ 予定停止日数（日曜、祝日、正月、設備改造等の事業者が予め決めた運転停止日）

### (2) 操業に係わる要員数

- ① 管理責任者、作業員等の人数
- ② 交代制で作業する場合は、一直あたりの作業員数  
記入例）管理責任者他 2名、作業責任者他 5名/直
- ③ 1日の操業時間が8時間以上で作業員が交替する場合は、時間当たりの作業員数  
記入例）3名×3直。また、処理工程により操業時間が異なる場合は、工程別に記載してください

### (3) 組織図

- ・ 会社全体の組織図の他に、再生処理事業に直接かかわる組織を記載してください。
- ・ 責任者から作業員の所属する部門までを含んでください。
- ・ 工場組織の役割を明確にすること。また次の業務は管理者ごとに役割を明示すること。  
ボール受入、製造管理（日報、月報、年報含む）  
品質検査、廃棄物搬出、排水管理、環境管理の責任者、統括安全衛生管理者

## 6. 設備・機器配置図

- (1) 原則A3版、原図のサイズがA3以上の場合、図面に記載されている文字が判読可能（提出図面で確認してください）な限りA3サイズに縮小してください。；以下全ての図面に対し遵守してください。「書類の寸法と綴じ方等について」も参照してください。
- (2) 設備・機器の配置及び設備・機器の相互位置関係を示す寸法、縮尺が表示された平面図（必要に応じ立面図も）提出してください。主要設備・機器の機器番号と名称（7. 主要設備・

機器のリストと同じ)を記入してください。機器間をつなぐコンベア等についても寸法と名称を記載してください。

## 7. 主要設備・機器のリスト、仕様(処理能力を含む)及び図面

### (1) リスト

- ① 機器番号(設備・機器配置図と同一番号)
- ② 設備・機器名称
- ③ 機能・目的
- ④ 仕様(処理能力\*を含む)、型式、メーカー
- ⑤ 合計処理能力
- ⑥ 適用法令(該当する場合)

(注) 再生処理設備を設置・運転するあたり申請・届出している設備についてその法令を記載してください。

- ⑦ 一般廃棄物処理施設設置許可証に記載の能力(「最大処理可能量」)が決定された根拠となる機器(該当する場合)

1日の処理量が5トン以上の施設の場合、「14.一般廃棄物処理施設設置許可証及び使用前検査済み証のコピー」にて提出する一般廃棄物処理施設設置許可証(変更許可証・軽微変更等届出書)に記載の能力(「最大処理可能量」)が決定された根拠となる機器(一例:破碎機、押出機等)について○をつけてください。なお、機器単体が能力の根拠となっておらず、一般廃棄物の投入量=能力(最大処理可能量)とみなしている場合、○は不要です。

以上を表にしてください。

\* 仕様の処理能力は機器の最大処理能力であり、使用する処理量ではありません。

主要設備・機器リスト

機器番号	設備・機器名称	機能・目的	基数	仕様(処理能力を含む)、型式、メーカー	合計処理能力	適用法令	能力の根拠となる機器(該当には○)

記載する主要設備・機器は以下を参考にしてください。

#### イ) 材料リサイクル(インゴット、減容顆粒品、ペレットをつくる場合)

- ・ 選別設備(コンベア等)、破碎機(粉碎機)、減容固化機、造粒機、ペレット化設備など主要なもの

#### ロ) 材料リサイクル(溶剤減容の工程がある場合)

- ・ 選別設備、破碎機(粉碎機)、溶剤減容機、溶剤分離機、ペレット化設備など主要なもの、



使用する溶剤のMSDS

ハ) ケミカルリサイクル (油化、高炉還元剤化、コークス炉化学原料化、ガス化)

- ・ プラスチック製容器包装再生処理ガイドラインの「プラスチック製容器包装」を対象として定められたそれぞれの手法ごとの施設ガイドラインを参照

ニ) イ) ~ハ) 共通に計量設備

- ①生産管理月報・日報の作成もとなる日々の原料投入量、選別等の仕掛品の発生量、製品製造量、廃棄物の発生量を計量するのに各々対象別にすべての計量器の名称・仕様を記載してください。
- ②仕掛品の発生量を、計量器を使用しないで計算で算出する場合や平均値や推定値等を用いるときは算定方式を数式等により記載してください。
- ③計量器の仕様については以下の事項を含めて記載してください。
  - ・ 計量器の型式、メーカー、測定レンジ、計測精度等の仕様

(2) 主要設備・機器の図面

- ・ 原則A4版、原図のサイズがA3以上の場合、図面に記載されている文字が判読可能(提出図面で確認してください)な限りA3あるいはA4サイズに縮小してください。
- ・ 主要設備・機器図面は、(1)記載のリストにて記入された各々について提出してください。ただし、機器間をつなぐコンベヤ等の図面は不要です。
- ・ 図の右下に機器番号と設備・機器名称(それぞれリストと同一)を綴じた状態で見える位置に記載してください。図面は設備の組立図を提出してください。組立図だけでは不明の場合は、必要な図面を添付してください。

## 8. 原料、仕掛品、製品及び廃棄物の保管管理

(1) 原料保管場所

- ・ 面積・寸法、原料の積み段数(高さ)、保管容積、保管重量、一ヶ月に引き取る原料の合計量に対する在庫量の割合(在庫日数)とその根拠(予想される設備の故障修理等で停止する時間等に対する安全率など)、設置場所が屋内・屋外・テントの区別、屋外の場合は雨水・飛散防止等の対策を記載してください。

(2) 仕掛品保管場所

- ・ 面積・寸法、保管容積、保管重量、一ヶ月に発生する仕掛品合計量に対する在庫量の割合(在庫日数)とその根拠(予想される設備の故障修理等で停止する時間等に対する安全率など)、設置場所が屋内・屋外・テントの区別、屋外の場合は雨水・飛散防止等の対策を記載してください。仕掛品をタンク等の貯蔵容器に保管する場合はその仕様・図面等については主要設備・機器のリスト、仕様書及び図面の項に含めてください。

(3) 製品保管場所等

- ・ 材料リサイクルの場合:設置場所が屋内か屋外、テントの区別、保管の方法、面積・寸法、保管容積、保管重量、一ヶ月に製造する量に対する在庫量の割合(在庫日数)を記載してください。

- ・ ケミカルリサイクルの場合：貯蔵設備のサイズ、最大貯蔵容量、一ヶ月に製造する量に対する在庫量の割合（在庫日数）を記載してください。なお、油化の場合には、防油堤の寸法及び容積を記載してください。

#### （４）廃棄物の保管場所

- ・ 屋内か屋外かの区別、面積・寸法、保管容積、保管重量、一ヶ月に発生する量に対する在庫量の割合（在庫日数）、廃棄物の種類毎の保管方法を記載してください。屋外の場合は雨水・飛散防止対策を記載してください。
- ・ 残さをベール形状として、工場において保管および搬出する場合、部外者が見て市町村からの搬入ベール（原料）と明確に区分できる措置を記載ください。

#### （５）保管場所の配置図

- ・ 配置図を兼用する場合はどの図面に記載しているかを明記してください。
- ・ 原料、仕掛品、製品等の保管場所が設備の近くにある場合は、それぞれの保管場所を機器配置図または施設配置図に記載してください。
- ・ 施設設置場所の外にある場合は、施設配置図または施設周辺図に記載してください。

### 9. 施設の配置図

工場敷地内における当該施設、原料の受入（計量）場所、原料・仕掛品・製品・廃棄物の保管場所、製品の出荷計量場所、管理事務所、トラック通路、フォークリフト通路等を示す図を提出してください。なお、容器包装の白色トレイの再商品化に使用する設備・置き場とそのほかEPS等処理する設備・置き場を区別出来るように記載して下さい。図面には主要寸法を記載してください。

### 10. 施設周辺図

- （１） 地図（可能な限り縮尺 1/1,500 相当及び 1/10,000 相当）に当該施設の所在地を明示し、施設の所在地が、工業用地、準工業用地、市街化調整区域、宅地、農地、山林等のいずれの区分に該当するかを記載してください。
- （２） 施設訪問にあたり、タクシー等の利便性を考慮した最寄りの公共交通機関（鉄道の駅名、駅からの交通手段、概略の時間など）について記載した案内地図（例えばタクシーの運転手に見せれば判るような内容）を提出してください。

### 11. 再生処理施設ガイドラインのチェックリスト

- （１） 「再生処理施設ガイドラインのチェックリスト」の記入例を参考に、チェックした結果を記入して提出してください。
- （２） 既設の施設については、「どのように対策を実施しているか」を、計画中の施設については、「どのような対策を実施することを予定しているか」を記載してください。なお、記載事項に該当しない場合は、「該当せず」と記入してください。

(記入例) 再生処理施設ガイドラインのチェックリスト (記入例 材料リサイクル)

工場名	
-----	--

※本リストは、施設ごとに提出してください

項目	対策の内容
1. 受入設備 ・計量装置	市町村より引き取るトレイは、施設内のトラックスケールにて計量する
・保管区分	市町村より引き取るトレイは、スーパー等の事業系トレイ、魚箱と区分して保管する
・火災対策	消火器を配置し、作業員に消火訓練をする
・飛散、増湿防止対策	屋内に保管する 屋外保管分はテント掛けする
・衛生管理	悪臭が発生する場合は消臭剤を撒布する
2. 再生処理不適物対策	混入している金属等は手選別により除去し、他材質のトレイ、ラップフィルムは除去する
3. 悪臭対策	発生する悪臭は、燃焼処理する
4. 排ガス処理	発生する排ガスは水に吸収・洗浄する
5. 廃水処理	廃水は発生しない
6. 粉じん対策	サイクロン、集塵機を設置する
7. 騒音、振動対策	破碎機を防音壁内に設置する。(作業時は必ず耳栓をする)
8. 貯蔵設備	製品、仕掛品は屋内に保管する 製品、仕掛品の保管については指定可燃物貯蔵の届出を行う
9. 廃棄物対策	発生する選別残さ等はA社に焼却処理を委託する。
10. 適用法規 (消防法、廃棄物処理法等) 対応	消防法、廃棄物処理法、水質汚濁防止法 悪臭防止、騒音防止法を遵守する
11. 必要資格	危険物取扱者

## 12. 指定可燃物貯蔵届出書のコピー

指定可燃物貯蔵・取扱い届出書（配置図等の添付書類を含む）のコピー（届出あるいは受理印の押印済み）を提出してください。

## 13. 危険物に係る許認可証、届出書のコピー

(1) 危険物に係る許認可証、届出書等（配置図等の添付書類を含む）のコピー（届出あるいは受理印の押印済み）を提出してください。

(2) 施設の変更をした場合は、現状の施設に係る許認可証、届出書等を対象としますが、施設の変更の経緯を記載した施設変更経緯を添付してください。

1) 消防法で規定される危険物を指定数量以上取り扱う製造所、貯蔵所、取扱所の施設の場合  
危険物製造所設置許可証、危険物貯蔵所設置許可証、危険物取扱所設置許可書及び完成検査証

2) 指定数量未満取り扱う場合  
少量危険物貯蔵・取扱届出書

処理施設が上記規制に該当しない場合は、該当しない理由・所管窓口・連絡先を記載してください。

## 14. 一般廃棄物処理施設設置許可証及び使用前検査済み証のコピー

(1) 1日の処理量が5トン以上の施設の場合、様式2の「再生処理能力（投入量）」と一般廃棄物処理施設設置許可証の能力（「最大処理可能量」）の整合性を確認するため、様式2の「再生処理能力（投入量）」を証明する一般廃棄物処理施設設置許可証及び使用前検査済み証のコピーを提出してください。なお、施設設置許可内容から軽微変更及び施設変更許可により能力（最大処理可能量）を増強し、施設設置許可証と様式2の再生処理能力（投入量）が異なる場合には、様式2の再生処理能力を証明する一般廃棄物処理施設変更許可証・使用前検査済み証のコピー、もしくは軽微変更等届出書（収受印押印済）を提出してください。（※軽微変更等届出書の場合、一般廃棄物処理施設設置許可証及び使用前検査済み証のコピーを合わせて添付してください）

(2) 一般廃棄物処理施設設置許可証（変更許可証・軽微変更等届出書）に記載の能力（「最大処理可能量」）が決定された根拠となる機器（一例：破砕機、押出機、等）について、「3. 再生処理工程図」及び「7. 主要設備・機器のリスト」の中で明示してください。なお、機器単体が能力の根拠となっておらず、一般廃棄物の投入量＝能力（「最大処理可能量」）とみなしている場合、明示は不要です。

(3) 設置許可証・変更許可証及び使用前検査済み証を添付できない場合、所管の自治体に確認し、相談月日、自治体窓口、連絡先（担当者氏名、電話番号）、添付できない理由、取得予定月日、相談者氏名を記載してください。

(4) 1日の処理量が5トン以上の施設にて、様式2の「再生処理能力（投入量）」について、一般廃棄物処理施設設置許可証に記載の能力（「最大処理可能量」）を超えて登録申請する場合、「3. 再生処理工程図」及び「7. 主要設備・機器のリスト」の中で、許可証に記載の能力（最大処理可能量）が決定された根拠となる機器（一例：破砕機、押出機、等）がわかるように

記載し、様式2の「再生処理能力（投入量）」が妥当であることの説明を添付ください。

- (5) 1日の処理量が5トン未満として申請する場合には、一般廃棄物処理施設の設置許可証が必要ないことについて、所管の自治体に確認し、確認相手の所属と氏名、日時、確認者氏名、その内容を報告してください。

#### 15. 建築確認済証又は通知書のコピー

再生処理施設内に設置されている建築構造物の建築確認済証又は建築確認通知書(用途区分記載)のコピーを提出してください。自社所有だけでなく、賃借の場合も提出してください。

#### 16. 土地、建物の登記簿謄本及び土地の公図のコピー

再生処理施設が設置されている土地の登記簿謄本（または全部事項証明書）および土地の公図のコピー、再生処理施設内にある建築構造物の登記簿謄本（または全部事項証明書）のコピーを提出してください。所有権のない場合は、上記に加え賃貸契約書のコピーを提出してください。

再生処理施設を設置している敷地が複数地番で構成されている場合は、敷地を構成している土地公図の地番と登記されている土地・建物の関係がわかるように、公図のコピーに再生処理施設を設置している敷地範囲及び登記されている建物を明示するとともに、関係を示したリスト（下表参照）を作成・提出してください。

なお、提出書類のファイリングは以下順番とし、ページ番号は下表のように振ってください。

区分	ページ番号の振り方	備考
① 土地公図地番・敷地・建物リスト	3-16-1-●	
② 土地の公図	3-16-2-●	
③ 土地の登記簿謄本・賃貸契約書	3-16-3-●	賃貸契約書がある場合、該当する登記簿謄本の後ろに差し込む
④ 建物の登記簿謄本・賃貸契約書	3-16-4-●	

#### 土地公図地番・敷地・建物リスト

再生処理施設を設置している敷地の土地公図地番		建物名	土地所有権 (自社／賃借)		建物所有権 (自社／賃借)	
地番	ページ番号		区分	ページ番号	区分	ページ番号
1-1	3-16-2-1		自社	3-16-3-1～3	—	
1-2		プラスチック再商品化施設	自社	3-16-3-4～6	自社	3-16-4-1～3
		再商品化製品保管施設①			自社	3-16-4-4～6
		再商品化製品保管施設②			賃借	3-16-4-7～15
1-3		自社	3-16-3-7～10	—		
1-4			自社	3-16-3-11～13	—	
5-10	3-16-2-2	原料仕掛品保管施設	賃借	3-16-3-14～20	賃借	3-16-4-16～23
5-11			賃借	3-16-3-21～28	—	

## 廃棄物関係書類の作成要領

廃棄物関係書類は、ペーパーレス化の観点から昨年度より全て REINS によるオンライン入力と電子媒体による提出としました。

平成 26 年度登録施設は、四半期毎（3、6、9、12 月末）に変更書類を提出していただく運用としたため、今回の登録申請での書類提出は不要です。新規登録申請施設は、以下内容に沿って施設毎に提出してください。

### 1. 提出書類

提出書類は以下のとおりです。

- (1) 廃棄物フロー管理シート (Excel ファイル)
- (2) 廃棄物の運搬・処分に係る委託契約書（業許可証含む）(PDF ファイル)
- (3) 業許可証情報 (REINS による入力)

#### 【提出書類の全体構成（概要図）】



## 2. 作成・入力方法

提出書類の作成・入力方法は以下のとおりです。

### (1) 廃棄物フロー管理シート (Excel ファイル)

- ① 廃棄物フロー管理シート (Excel ファイル) は、当協会が別途メールにて送信したシートを用いて作成してください。
- ② 廃棄物フロー管理シート (Excel ファイル) は、工場毎に作成してください。
- ③ 廃棄物フロー管理シート (Excel ファイル) は収集運搬・中間処理事業者を1社ずつ記入するシート (シート1) と、収集運搬にフェリー・鉄道を使うために収集運搬事業者が複数直列に並ぶケースや、再中間処理などを行うケース (中間処理事業者が複数直列に並ぶケース) に対応するシート (シート2) の2種類があります。該当するシートを用いて記入してください。
- ④ 廃棄物フロー管理シートには、プラスチック製容器包装のリサイクルを行った際に発生する残さ等の処理フローを記入してください。
- ⑤ 有価物として販売する場合も、処理フローに記入してください。

### 【発生廃棄物等情報 記入欄】

- ⑥ 容リ施設から排出される処理対象廃棄物等の種類を、「発生廃棄物等情報」欄のプルダウンメニューから選択してください。なお、メニューの項目に該当しない処理対象物がある場合には、セルに発生廃棄物等の具体名を直接入力してください。

### 【処理フロー情報 記入欄】

- ⑦ 処理フロー情報は、収集運搬 → 中間処理 → 最終処分 及び 有価物販売の順に並んでいるので、処理対象廃棄物ごとに、収集運搬・中間処理・最終処分 及び 有価物販売先事業者の名称 (自社の場合も記入してください) と処理/処分方法を記入してください。なお、該当しない箇所には「-」を記入してください。
- ⑧ 収集運搬の欄には、貴社と直接契約を締結する収集運搬事業者もしくは直接有価物販売する際に運搬する事業者を記入してください。フェリー・鉄道を使うために収集運搬事業者が複数直列に並ぶ場合、すべての事業者を記入してください (シート2を用いて記入してください)。
- ⑨ 中間処理 (事業者名) の欄には、下記⑩の最終処分を行う前に中間処理する事業者を記入してください。中間処理する事業者が複数直列に並ぶ場合、すべての事業者を記入してください (シート2を用いて記入してください)。
- ⑩ 最終処分 (事業者名) の欄には、貴社が発行する産業廃棄物管理票 (マニフェスト) の「最終処分の場所」に記載すべき事業者を記入してください。
- ⑪ 中間処理と最終処分の処理/処分方法は各プルダウンメニューから選択してください。なお、メニューにない処理・処分方法の場合には、当該セルに具体的な方法を直接入力して

ください。

- ⑫ 有価物販売の欄には、有価物の販売先の事業者を記入してください。
- ⑬ 同じ処理対象廃棄物等について、複数の収集運搬・中間処理・最終処分業者に委託（もしくは有価物販売業者に販売）する場合には、収集運搬・中間処理・最終処分及び有価物販売先事業者ごとにフローを記入してください。
- ⑭ 記載例を廃棄物フロー管理シート（Excel ファイル）のワークシート（記載例）に明示しているため、書類作成時にご活用ください。

#### 【ファイル名称の付け方】

- ⑮ Excel ファイルのファイル名は、次のようにつけてください。

##### 【記載例】

リサイクル商会 (●●工場) 140730.xls (もしくは.xlsx)

a)                                  b)                                  c)

- a) 再生処理事業者名(株式会社、有限会社は省略してください)
- b) 工場名(複数の工場を申請する場合)
- c) 当協会へのファイル送付日付

#### (2) 廃棄物の運搬・処分に係る委託契約書（業許可証含む）（PDF ファイル）

- ① (1) 廃棄物フロー管理シート（Excel ファイル）にて、「収集運搬」「中間処理」及び「最終処分」の欄に記入した事業者との間にて締結した廃棄物の運搬・処分に係る委託契約書について、コピーした契約書にページ番号を通し番号で記載し、全て PDF ファイル化（電子媒体化）してください。
- ② (1) 廃棄物フロー管理シート（Excel ファイル）にて、「有価物販売」の欄に記入した事業者については、委託契約書の提出は不要です。
- ③ 委託契約書は一式全て提出してください（一部抜粋による提出は行わないでください）。
- ④ 記載したページ番号は、REINS にて入力する「業許可証情報」で入力するページ番号と整合を図ってください。
- ⑤ 新規登録申請事業者・新規登録申請施設にて、廃棄物の運搬・処分に係る契約が「落札後契約予定」の場合、「落札後契約予定」と記載した紙を PDF 化（電子媒体化）して提出してください。



- ⑥ PDF ファイルのファイル名は、次のようにつけてください。なお、1 契約 1 ファイルとして  
ください。

**【記載例】**

リサイクル商会 (容器包装商事) 140730. pdf

a)                      b)                      c)

**a) 再生処理事業者名(株式会社、有限会社は省略してください)**

**b) 廃棄物の運搬・処分委託事業者名**

(事業者名は()で括り、株式会社、有限会社は省略してください)

**c) 当協会へのファイル送付日付**

(※同じ委託事業者と複数の委託契約を締結している場合(例:処理を委託する品目毎に契約/工場毎に契約、等)、日付の後ろに番号(①、②…)等を記載して区別できるようにしてください)

**【参考】委託契約書の PDF 化について**

- ① コピーした委託契約書(紙媒体)を PDF 化する機材としては、複写機やスキャナーなどがあります。
- ② PDF 化した委託契約書は、委託契約内容を読み取ることができれば問題ありません。出来るだけ PDF ファイルのファイル容量を小さくするため、白黒で作成してください(カラー不可)。また、PDF の解像度を低く設定してください(一例:300dpi 以下)。

(3) 業許可証情報 (REINS による入力)

- ① 業許可証情報の入力方法は、別添資料「オンラインによる廃棄物許可証管理について(プラスチック)」をご参照ください。

### 3. 提出・入力方法

- (1) 1枚のCD-ROMもしくはDVD-ROMに、廃棄物フロー管理シート（Excelファイル）及び廃棄物の運搬・処分・再生に係る委託契約書（業許可証含む）（PDFファイル）を焼き付けたものを、当協会プラスチック容器事業部宛に2部提出してください。
- (2) CD-ROMもしくはDVD-ROMには、再生処理事業者名を明記してください。
- (3) 業許可証情報はREINSでの入力となります。（別添資料「オンラインによる廃棄物許可証管理について（プラスチック）」をご参照ください）

### 4. 提出・入力期限

- (1) 廃棄物フロー管理シート及び廃棄物の運搬・処分に係る委託契約書（業許可証含む）（PDFファイル）の提出期限は、平成26年7月31日（木）です。（当日消印分まで有効とします。）
- (2) 業許可証情報のREINSへの入力期限は、平成26年7月31日（木）23:00となります。

#### 参考：残さの有効利用について（プラスチック製容器包装の再生処理の場合）

「平成27年度プラスチック製容器包装再生処理ガイドライン」を踏まえ、以下内容を遵守願います。なお、「特段の理由があり対応が困難な場合には、事前に公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に相談の上、指示に基づき適切に処理を行わなければならない。」と規定してあることに留意して、処理・処分先を決めてください。

#### イ) 材料リサイクル

材料リサイクルの廃棄物対策に「このうち、廃プラスチック類を産業廃棄物として処理するに当たっては、資源の有効利用と環境負荷低減の観点から直接埋め立てを禁止するとともに、単純焼却でなくケミカルリサイクルやエネルギー利用による有効利用を行うことが望ましい。」と規定されている。

そこで、運用にあたっては、直接埋め立て禁止および単純焼却禁止とする。

#### ロ) ケミカルリサイクルおよび固形燃料等

ケミカルリサイクルおよび固形燃料等については、「このうち、廃プラスチック類を産業廃棄物として処理するに当たっては、埋め立て処分場延命の観点から焼却（エネルギー回収が望ましい）等により減容化することとし、直接埋め立てを禁止とする。」と規定されている。

そこで、運用にあたっては、直接埋め立て禁止とする。

以 上